

## Step4 退去時

□退去事務要領・退去届等

◇岩 手 県

➤「退去事務処理について(様式1～様式5)」



## 退去事務処理について

### 1 退去の申出

入居者が退去する場合にあっては、契約書送付時に添付している「退去申出書」(様式1)に必要事項を記載のうえ、提出させるものとする。

電話による退去の申出にあった場合には、「電話口頭受付票」(様式2)に必要事項を記載するものとする。

### 2 貸主等に対する解約の申入れ等

1により退去の申出があった場合には、電話により貸主(仲介業者がいる場合には仲介業者を含む。以下「貸主等」という。)に対して解約の申入れを行うとともに、次により解約時の賃料を積算し、了承を得るものとする。

なお、当該申入れ事項等については、「電話口頭受付票」(様式3)に記載するものとする。

- ① 退去の申出の日から退去日までの期間(以下「退去までの期間」という。)が30日以上の場合にあっては、退去日までの賃料とする。
- ② 退去までの期間が30日未満の場合にあっては、解約の申入れの日から30日後までの賃料とする。
- ③ 退去時の日割り計算については、特に異議がなければ、入居時の日割り計算を準用し、1月分の賃料を30日で除して日額を算出(円未満切り捨て)のうえ入居日数を乗じてものを賃料とする。

### 3 解約確認書の送付

解約時の賃料の支払に際しては、入居者及び貸主等に対して、「民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅解約確認書(入居者用)」(様式4)あるいは「民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅解約確認書(貸主等用)」(様式5)を送付する。

### 4 借家人賠償責任保険料の返戻金

- ① 入居の際に加入した借家人賠償責任保険料について、解約に伴う返戻金がある場合には、借家人賠償責任保険料の払込者(以下「払込者」という。)に対して、当該返戻金の金額が確認できる書類(以下「確認書類」という。)を送付するよう依頼する。
- ② ①の確認書類により返納額を確定し、所定の返納票を払込者へ送付する。

### 5 賃料の返納

退去の申出が遅滞する等により、賃料の過払がある場合には、返納額を確定し、3の解約確認書に所定の返納票を添付し送付するものとする。

(様式1)

平成 年 月 日

岩手県知事 様

入居建物名称・部屋番号

所在地

入居者氏名

印

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅解約申出書

標記の応急仮設住宅について、契約期間の途中で退去したいので、賃貸住宅  
契約書第13条の規定により、解約を申し出ます。

記

1 契約期間

平成23年 月 日～平成25年 月 日（2年間）

2 退去予定日

平成 年 月 日

3 退去後の予定住所

\_\_\_\_\_

4 連絡先電話番号

\_\_\_\_\_

※ 記入上の注意

下線部分を御記入のうえ、退去の日の40日前までに御提出ください。

【提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 復興局 生活再建課

電 話：019-629-6936

## 様式第 7 号 回議等用紙

|                                                         |                                 |           |           |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------|-----------|-----------|
| 第 1 ガイド：復興局<br>第 2 ガイド：生活再建<br>第 3 ガイド：応急仮設住宅<br>ファイル名： |                                 | 決 裁 年 月 日 | 発 送 年 月 日 |
| 文書番号                                                    |                                 |           |           |
| 文書日付                                                    |                                 |           |           |
| 起 案 平成 24 年 月 日 電話 6936<br>所 属 復興局 生活再建課<br>職・氏名 主査     |                                 |           |           |
| 標 題 借上げによる応急仮設住宅の退去について (電話受付)                          |                                 |           |           |
| このことについて、電話により申入れしました。                                  |                                 |           |           |
| (要旨等)                                                   |                                 |           |           |
| 1 受付日時 平成 24 年 月 日 時 分                                  |                                 |           |           |
| 2 相手方 住所、団体名・職・氏名・電話番号<br>(仲介業者) 電話番号                   |                                 |           |           |
| 3 受付者<br>所属・職・氏名 生活再建課                                  |                                 |           |           |
| 4 要旨                                                    |                                 |           |           |
| 5 処理                                                    |                                 |           |           |
| (回議)<br>生活再建課総括課長<br><br>担当課長 課員                        |                                 |           |           |
| (合議)                                                    |                                 |           |           |
| 取扱区分                                                    | 重要、例規、要県報登載、公印省略、その他 ( )        |           |           |
| 発送区分                                                    | 速達、書留、ファックス、メール、掲示板 ( )、その他 ( ) |           |           |

岩 手 県

生 再 第  
平 成 2 4 年 9 月 日 号

(貸主)

様

岩手県復興局生活再建課総括課長

## 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅解約確認書

平成 23 年 月 日付けで契約しました下記住宅につきましては、入居者退去により解約となりますのでご確認  
願います。

## 記

- 1 入居建物名称・部屋番号
- 2 所在地
- 3 入居者氏名
- 4 契約期間  
平成 2 3 年 月 日～平成 2 5 年 月 日（2 年間）
- 5 退去日  
平成 2 4 年 月 日
- 6 賃料の支払い  
平成 2 4 年 月分まで

お問い合わせ先電話番号 019-629-6936（復興局 生活再建課 被災者支援担当）

生 再 第 号  
平成 24 年 9 月 日

(入居者)

様

岩手県復興局生活再建課総括課長

民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅解約確認書

下記住宅について、契約期間の途中での退去申出を受け付けましたことにより、賃貸住宅契約は解約となりますのでお知らせします。

記

1 入居建物名称・部屋番号

2 所在地

3 契約期間

平成 23 年 月 日～平成 25 年 月 日（2 年間）

4 退去日

平成 24 年 月 日

5 その他

借家人賠償責任保険を解約し返戻金があるときは、県に返還していただきますので、返戻金額が分かる書類を送付してください。

送付していただいた書類に基づき、後日納入通知票を送付しますので、金融機関で納付してください。

送付先 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県復興局生活再建課  
お問い合わせ先電話番号 019-629-6936（被災者支援担当）





## □退去事務要領・退去届等

### ◇山 形 県

- 「山形県避難者向け借上げ住宅等使用期間延長申請書」
- 「山形県避難者向け借上げ住宅退去届」



(様式4)

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

借上げ住宅の名称・部屋番号

入居者氏名 印

山形県避難者向け借上げ住宅等使用期間延長申請書

私は、平成 年 月 日に、借上げ住宅の入居から1年が経ちますが、  
下記理由によって退去できないため、使用期間の延長を申請します。

記

【退去できない理由】

|  |
|--|
|  |
|--|

(様式5)

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

借上げ住宅の名称・部屋番号

入居者氏名 印

山形県避難者向け借上げ住宅退去届

私は、平成 年 月 日に、下記理由により退去しますので届け出ます。

記

【退去理由】

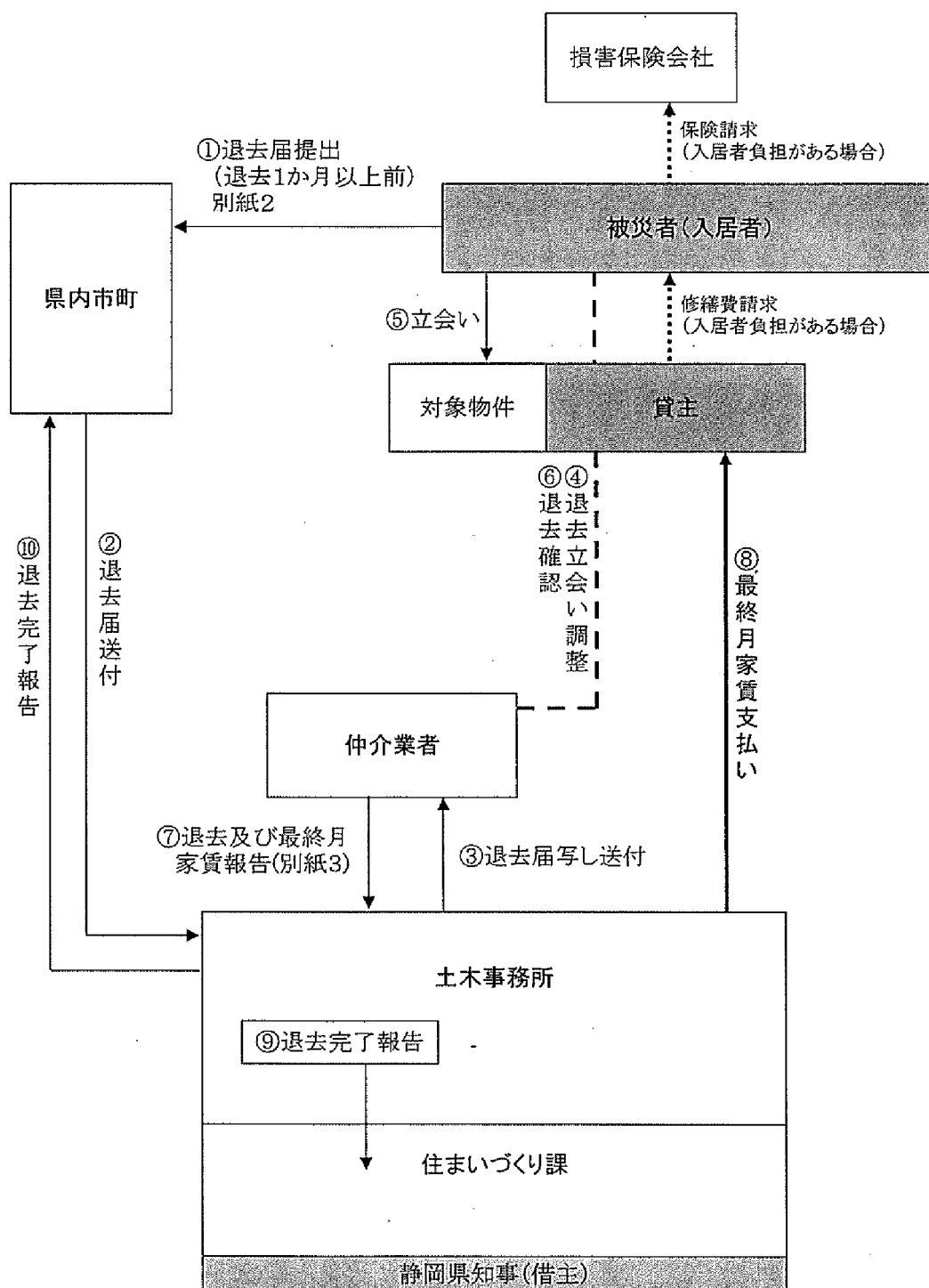
## □退去事務要領・退去届等

### ◇静岡県

- 「静岡県被災者受入支援応急住宅借上げ事業の流れ  
（退去フロー図）」
- 「静岡県被災者受入支援応急住宅退去届」
- 「静岡県被災者受入支援応急住宅退去確認書」



静岡県被災者受入支援応急住宅借上げ事業の流れ（退去フロー図）



別紙2

平成 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住所 \_\_\_\_\_

借上げ住宅の名称 \_\_\_\_\_

部屋番号 \_\_\_\_\_

入居者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

静岡県被災者受入支援応急住宅退去届

私は、平成 年 月 日に、下記理由により退去しますので届け出ます。

【退去理由】

|  |
|--|
|  |
|--|



平成 年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 仲介業者 | 所在地   |     |
|      | 登録番号  | ( ) |
|      | 名称    |     |
|      | 代表者氏名 | ⑩   |
|      | 電話    |     |

## 静岡県被災者受入支援応急住宅退去確認書

下記住宅について退去を確認しましたので報告します。

|               |          |       |          |
|---------------|----------|-------|----------|
| 建物名称          |          |       |          |
| 住所            |          |       |          |
| 入居者名<br>(契約者) |          |       |          |
| 退去日           | 平成 年 月 日 | 退去確認日 | 平成 年 月 日 |
| 最終月家賃         | 月分 円     |       |          |

## &lt;確認欄&gt;

- ☐ 残置物の撤去確認（継続して入居する場合は確認不要）
- ☐ 修繕費入居者負担額の入居者の同意（入居者負担がある場合のみ）

※ 確認した場合は ☒ を記入。該当しない場合は ☐ を記入。



## その他

### □業務委託等

#### ◇山形県

- 「業務委託契約書」
- 「業務委託仕様書」



## 業務委託契約書

委託業務の名称 平成23年度 山形県避難者向け借上げ住宅事務処理体制構築業務委託

委託期間 契約の日から平成24年3月31日まで

業務委託料 ￥ 円（うち消費税及び地方消費税 ￥ 円）

契約保証金 免除

頭書業務の委託について、委託者 山形県知事 吉村美栄子を甲とし、受託者 社団法人全日本不動産協会山形本部 本部長 高梨秀幸を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

### （総則）

- 第1条 乙は、「委託仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果品」という。）を甲に引き渡すものとする。
- 2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲、乙協議して定める。

### （委託業務の遂行場所）

- 第2条 乙は、委託業務を乙の社屋等において遂行するものとする。

### （秘密の保持等）

- 第3条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （個人情報の保護）

- 第4条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### （監督及び指示並びに調査及び報告）

- 第5条 乙は、この契約に基づく委託業務の実施について、甲の監督及び指示に従わなければならない。
- 2 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

### （損害賠償）

- 第6条 乙は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、甲又は第三者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定による賠償額は、甲、乙協議より定めるものとする。

### （権利、義務の譲渡禁止）

- 第7条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただしあらかじめ書面により甲の承認を得たときにはこの限りでない。

(契約内容の変更等)

第 9 条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙の行為が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲はこの契約を解除しようとする日の 30 日前までに、乙に通知しなければならない。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は甲、乙協議して定める。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、乙は、甲に対し解除違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。

4 第 1 項第 4 号の規定によりこの契約を解除する場合には、乙は、甲に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲、乙協議して定める。

5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により乙に通知するものとする。

(事故発生の通知)

第 11 条 乙は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに甲に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告しなければならない。

(業務完了報告等)

第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が承認した資金計画に基づき、甲に対して委託料の前金払いを請求することができる。なお、委託料の請求書は、資金計画に定められた支払期限の14日前までに甲に提出するものとする。

(履行遅滞違約金)

第14条 乙がその責めに帰すべき理由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年3.3%の割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第15条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 4月 8日

甲 山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村 美栄子

乙 山形市松波一丁目15-7  
社団法人全日本不動産協会山形県本部  
本部長 高梨 秀幸

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。



## 業務委託仕様書

### 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、山形県避難者向け借上げ住宅事務処理体制構築業務に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議より決定する。

### 2 業務の実施

本業務の実施にあたっては、「山形県避難者向け借上げ住宅実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「山形県避難者向け借上げ住宅入居者募集要領」を遵守するものとする。

### 3 事務処理予定件数

本業務における事務処理予定件数は、以下のとおりとする。

【社団法人全日本不動産協会山形本部】      1 4 0 戸

### 4 業務内容

乙は、山形県避難者向け借上げ住宅の供給に関して、以下の業務を行うものとする。

- (1) 募集する借上げ住宅の選定及びリスト化に関する事務（要綱第 8 条第 1 項で規定）
- (2) 借上げ住宅の入居申込書等のとりまとめに関する事務
- (3) 借上げ住宅の賃貸借契約書のとりまとめに関する事務
- (4) 借上げ住宅の使用期間延長申請書、住宅退去届等のとりまとめに関する事務
- (5) その他借上げ住宅の入居者の募集に関する事務

### 5 対象住宅の選定事務

- (1) 乙は、借上げ対象住宅を選定し、甲に報告するものとする。
- (2) 乙は、平成 23 年 4 月 20 日より前に避難者（要綱第 2 条の規定に基づく入居要件を満たすものをいう。）が入居している要綱第 7 条第 1 項の規定を満たす住宅のうち、入居者等が借上げ住宅としての指定を希望する場合は、当該住宅に係る「山形県避難者向け借上げ住宅入居申込書」（以下「入居申込書」という。）を甲に送付する際、その旨申し出るものとする。

### 6 入居申込書等のとりまとめに関する事務

- (1) 乙は、借上げ対象住宅の仲介を行う宅建建物取引業者（以下「宅建業者」という。）から入居申込書の送付があった場合は、当該住宅が要綱第 7 条第 1 項の規定を満たすことを確認するものとする。
- (2) 乙は、入居申込書を受理した場合は、速やかなその旨を甲に報告するものとする。

- (3) 乙は、宅建業者から送付される入居申込書を集約し、甲に送付するものとする。
- (4) 乙は、甲から「山形県避難者向け借上げ住宅入居許可通知書」の送付があった場合は、宅建業者を通じて申込者へ送付するものとする。

#### 7 借上げ住宅の賃貸借契約書のとりまとめに関する事務

- (1) 乙は、宅建業者から「山形県避難者向け借上げ住宅賃貸借契約書」の送付があった場合は、契約書の記載内容及び損害保険の加入を証する書類の写しの添付を確認し、甲に送付するものとする。
- (2) 乙は、賃貸借契約書の記載内容等について不備があった場合は、宅建業者に修正を依頼するものとする。

#### 8 借上げ住宅の使用期間延長申請書、住宅退去届等のとりまとめに関する事務

- (1) 乙は、宅建業者から「山形県避難者向け借上げ住宅使用期間延長申請書」または「山形県避難者向け借上げ住宅退去届」の送付があった場合は、甲に送付するものとする。
- (2) 乙は、甲から「山形県避難者向け借上げ住宅入居変更許可通知書」の送付があった場合は、宅建業者を通じて借上げ住宅の入居者へ送付するものとする。

#### 9 状況報告

乙は、毎月末時点の借上げ住宅の賃貸借契約書のとりまとめ件数及び借上げ住宅の賃料等の所要額を翌月の10日までに知事に報告しなければならない。

□応急借上げ住宅制度申込状況・  
各県における人員体制等

◇岩 手 県

◇宮 城 県

◇仙 台 市

◇福 島 県

◇山 形 県



◇岩 手 県



平成 23 年 11 月 15 日  
生活再建課再建資金担当

## 民間賃貸住宅借上締結への対応状況

### 1 経緯

応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについては、従前より認められているものであるが、今般の災害の甚大さにかんがみ、国より、あらためて活用について通知されたところである。「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」(H23.3.19 社援総発 0319 第 1 号)

さらに、発災以降に被災者名義で契約したものであっても、県名義に契約を置き換えることについても通知されたところである。「東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げの取扱いについて」(H23.4.30 社援発 0430 第 1 号)

### 2 借上げの状況

民間賃貸住宅の借上げ件数については、当初 200 件程度を想定していたが、予想を大幅に上回る申請があった。

【受付件数の推移】

| 時点 | 6/2     | 7/1     | 8/4     | 9/28    | 11/15   |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 1,029 件 | 2,023 件 | 3,696 件 | 3,912 件 | 3,941 件 |

### 3 民間賃貸住宅の契約事務

件数が多いことに加え、県に送付されてくる契約書に誤りが多いことから、事務処理に大変時間がかかった。このため、各部局の協力を得て、事務体制を強化し、対応してきた。

【対応職員の推移】

| 期間             | 6/13～7/8     | 7/11～7/22    | 7/25～7/29    | 7/25～8/12    | 8/15～        | 11/15        |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 当課職員<br>(うち臨職) | 6 人<br>(1 人) | 6 人<br>(1 人) | 6 人<br>(1 人) | 6 人<br>(1 人) | 4 人<br>(1 人) | 2 人<br>(1 人) |
| 他部局職員          | 12 人         | 4 人          | 14 人         | 24 人         |              |              |
| 東京都職員          |              | 4 人          | 4 人          | 4 人          | 4 人          | 1 人          |
| その他            |              |              |              | 2 人          |              |              |
| 計              | 6 人          | 14 人         | 24 人         | 36 人         | 8 人          | 3 人          |

### 4 まとめ

当初、多数の契約書の締結事務に苦慮したが、他部局及び東京都からの派遣職員の協力を得て、11/15 現在では、受付件数 3,941 件のうち 3,940 件が契約締結済となっており、当該事務も落ち着いたところ。

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 北上市   | 151 | 314   |
| (内訳)  |     |       |
| 北上市   | 5   | 16    |
| 宮古市   | 5   | 9     |
| 大船渡市  | 11  | 22    |
| 陸前高田市 | 21  | 30    |
| 釜石市   | 23  | 50    |
| 大槌町   | 41  | 79    |
| 山田町   | 18  | 38    |
| 田野畑村  | 1   | 4     |
| 宮城県   | 11  | 22    |
| 福島県   | 15  | 44    |
| 久慈市   | 89  | 248   |
| (内訳)  |     |       |
| 久慈市   | 40  | 115   |
| 陸前高田市 | 1   | 2     |
| 釜石市   | 1   | 1     |
| 山田町   | 1   | 2     |
| 田野畑村  | 1   | 2     |
| 野田村   | 44  | 125   |
| 宮城県   | 1   | 1     |
| 遠野市   | 62  | 155   |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 3   | 7     |
| 陸前高田市 | 7   | 19    |
| 釜石市   | 24  | 65    |
| 大槌町   | 21  | 47    |
| 山田町   | 3   | 6     |
| 宮城県   | 3   | 7     |
| 福島県   | 1   | 4     |
| 一関市   | 537 | 1,375 |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 13  | 22    |
| 一関市   | 145 | 408   |
| 陸前高田市 | 64  | 144   |
| 釜石市   | 4   | 10    |
| 大槌町   | 9   | 18    |
| 山田町   | 1   | 1     |
| 宮城県   | 272 | 688   |
| 福島県   | 29  | 84    |
| 陸前高田市 | 103 | 346   |
| (内訳)  |     |       |
| 宮古市   | 1   | 4     |
| 大船渡市  | 3   | 16    |
| 陸前高田市 | 97  | 321   |
| 宮城県   | 2   | 5     |

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 北上市   | 16 | 40  |
| (内訳)  |    |     |
| 北上市   | 3  | 13  |
| 宮古市   | 1  | 2   |
| 大船渡市  | 0  | 0   |
| 陸前高田市 | 4  | 4   |
| 釜石市   | 3  | 7   |
| 大槌町   | 3  | 6   |
| 山田町   | 1  | 6   |
| 田野畑村  | 0  | 0   |
| 宮城県   | 1  | 2   |
| 福島県   | 0  | 0   |
| 久慈市   | 13 | 41  |
| (内訳)  |    |     |
| 久慈市   | 7  | 23  |
| 陸前高田市 | 0  | 0   |
| 釜石市   | 1  | 1   |
| 山田町   | 0  | 0   |
| 田野畑村  | 0  | 0   |
| 野田村   | 5  | 17  |
| 宮城県   | 0  | 0   |
| 遠野市   | 11 | 25  |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 0  | 0   |
| 陸前高田市 | 3  | 9   |
| 釜石市   | 5  | 10  |
| 大槌町   | 3  | 6   |
| 山田町   | 0  | 0   |
| 宮城県   | 0  | 0   |
| 福島県   | 0  | 0   |
| 一関市   | 94 | 256 |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 1  | 2   |
| 一関市   | 34 | 97  |
| 陸前高田市 | 5  | 13  |
| 釜石市   | 0  | 0   |
| 大槌町   | 3  | 6   |
| 山田町   | 1  | 1   |
| 宮城県   | 44 | 112 |
| 福島県   | 6  | 25  |
| 陸前高田市 | 9  | 28  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 0  | 0   |
| 大船渡市  | 1  | 4   |
| 陸前高田市 | 8  | 24  |
| 宮城県   | 0  | 0   |

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 北上市   | 135 | 274   |
| (内訳)  |     |       |
| 北上市   | 2   | 3     |
| 宮古市   | 4   | 7     |
| 大船渡市  | 11  | 22    |
| 陸前高田市 | 17  | 26    |
| 釜石市   | 20  | 43    |
| 大槌町   | 38  | 73    |
| 山田町   | 17  | 32    |
| 田野畑村  | 1   | 4     |
| 宮城県   | 10  | 20    |
| 福島県   | 15  | 44    |
| 久慈市   | 76  | 207   |
| (内訳)  |     |       |
| 久慈市   | 33  | 92    |
| 陸前高田市 | 1   | 2     |
| 釜石市   | 0   | 0     |
| 山田町   | 1   | 2     |
| 田野畑村  | 1   | 2     |
| 野田村   | 39  | 108   |
| 宮城県   | 1   | 1     |
| 遠野市   | 51  | 130   |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 3   | 7     |
| 陸前高田市 | 4   | 10    |
| 釜石市   | 19  | 55    |
| 大槌町   | 18  | 41    |
| 山田町   | 3   | 6     |
| 宮城県   | 3   | 7     |
| 福島県   | 1   | 4     |
| 一関市   | 443 | 1,119 |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 12  | 20    |
| 一関市   | 111 | 311   |
| 陸前高田市 | 59  | 131   |
| 釜石市   | 4   | 10    |
| 大槌町   | 6   | 12    |
| 山田町   | 0   | 0     |
| 宮城県   | 228 | 576   |
| 福島県   | 23  | 59    |
| 陸前高田市 | 94  | 318   |
| (内訳)  |     |       |
| 宮古市   | 1   | 4     |
| 大船渡市  | 2   | 12    |
| 陸前高田市 | 89  | 297   |
| 宮城県   | 2   | 5     |



|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 釜石市   | 432 | 1,104 |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 2   | 8     |
| 陸前高田市 | 1   | 3     |
| 釜石市   | 313 | 813   |
| 大槌町   | 106 | 260   |
| 山田町   | 7   | 12    |
| 宮城県   | 3   | 8     |
| 二戸市   | 16  | 44    |
| (内訳)  |     |       |
| 大船渡市  | 1   | 1     |
| 釜石市   | 2   | 9     |
| 二戸市   | 1   | 1     |
| 大槌町   | 1   | 3     |
| 山田町   | 1   | 1     |
| 福島県   | 10  | 29    |
| 八幡平市  | 8   | 14    |
| (内訳)  |     |       |
| 陸前高田市 | 1   | 2     |
| 福島県   | 7   | 12    |
| 奥州市   | 122 | 296   |
| (内訳)  |     |       |
| 宮古市   | 2   | 3     |
| 大船渡市  | 13  | 26    |
| 陸前高田市 | 19  | 42    |
| 釜石市   | 9   | 18    |
| 奥州市   | 21  | 52    |
| 大槌町   | 5   | 11    |
| 山田町   | 7   | 12    |
| 宮城県   | 24  | 64    |
| 福島県   | 22  | 68    |
| 岩手町   | 1   | 1     |
| (内訳)  |     |       |
| 山田町   | 1   | 1     |
| 雫石町   | 9   | 27    |
| (内訳)  |     |       |
| 宮古市   | 2   | 8     |
| 大船渡市  | 1   | 3     |
| 山田町   | 3   | 8     |
| 宮城県   | 2   | 5     |
| 福島県   | 1   | 3     |

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 釜石市   | 39 | 112 |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 0  | 0   |
| 陸前高田市 | 0  | 0   |
| 釜石市   | 25 | 73  |
| 大槌町   | 11 | 31  |
| 山田町   | 2  | 4   |
| 宮城県   | 1  | 4   |
| 二戸市   | 10 | 29  |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 0  | 0   |
| 釜石市   | 1  | 6   |
| 二戸市   | 1  | 1   |
| 大槌町   | 1  | 3   |
| 山田町   | 1  | 1   |
| 福島県   | 6  | 18  |
| 八幡平市  | 0  | 0   |
| (内訳)  |    |     |
| 陸前高田市 | 0  | 0   |
| 福島県   | 0  | 0   |
| 奥州市   | 16 | 38  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 0  | 0   |
| 大船渡市  | 3  | 8   |
| 陸前高田市 | 2  | 4   |
| 釜石市   | 2  | 3   |
| 奥州市   | 4  | 10  |
| 大槌町   | 0  | 0   |
| 山田町   | 0  | 0   |
| 宮城県   | 1  | 2   |
| 福島県   | 4  | 11  |
| 岩手町   | 1  | 1   |
| (内訳)  |    |     |
| 山田町   | 1  | 1   |
| 雫石町   | 0  | 0   |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 0  | 0   |
| 大船渡市  | 0  | 0   |
| 山田町   | 0  | 0   |
| 宮城県   | 0  | 0   |
| 福島県   | 0  | 0   |

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 釜石市   | 393 | 992 |
| (内訳)  |     |     |
| 大船渡市  | 2   | 8   |
| 陸前高田市 | 1   | 3   |
| 釜石市   | 288 | 740 |
| 大槌町   | 95  | 229 |
| 山田町   | 5   | 8   |
| 宮城県   | 2   | 4   |
| 二戸市   | 6   | 15  |
| (内訳)  |     |     |
| 大船渡市  | 1   | 1   |
| 釜石市   | 1   | 3   |
| 二戸市   | 0   | 0   |
| 大槌町   | 0   | 0   |
| 山田町   | 0   | 0   |
| 福島県   | 4   | 11  |
| 八幡平市  | 8   | 14  |
| (内訳)  |     |     |
| 陸前高田市 | 1   | 2   |
| 福島県   | 7   | 12  |
| 奥州市   | 106 | 258 |
| (内訳)  |     |     |
| 宮古市   | 2   | 3   |
| 大船渡市  | 10  | 18  |
| 陸前高田市 | 17  | 38  |
| 釜石市   | 7   | 15  |
| 奥州市   | 17  | 42  |
| 大槌町   | 5   | 11  |
| 山田町   | 7   | 12  |
| 宮城県   | 23  | 62  |
| 福島県   | 18  | 57  |
| 岩手町   | 0   | 0   |
| (内訳)  |     |     |
| 山田町   | 0   | 0   |
| 雫石町   | 9   | 27  |
| (内訳)  |     |     |
| 宮古市   | 2   | 8   |
| 大船渡市  | 1   | 3   |
| 山田町   | 3   | 8   |
| 宮城県   | 2   | 5   |
| 福島県   | 1   | 3   |

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 滝沢村   | 57 | 143 |
| (内訳)  |    |     |
| 盛岡市   | 1  | 5   |
| 宮古市   | 3  | 3   |
| 大船渡市  | 2  | 3   |
| 陸前高田市 | 10 | 23  |
| 釜石市   | 5  | 13  |
| 滝沢村   | 4  | 8   |
| 大槌町   | 8  | 24  |
| 山田町   | 12 | 28  |
| 田野畑村  | 1  | 1   |
| 宮城県   | 4  | 9   |
| 福島県   | 7  | 26  |
| 紫波町   | 29 | 75  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 1  | 2   |
| 大船渡市  | 2  | 5   |
| 陸前高田市 | 2  | 4   |
| 釜石市   | 2  | 4   |
| 大槌町   | 13 | 37  |
| 山田町   | 4  | 8   |
| 野田村   | 3  | 11  |
| 宮城県   | 2  | 4   |
| 矢巾町   | 30 | 79  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 2  | 4   |
| 陸前高田市 | 3  | 12  |
| 釜石市   | 7  | 13  |
| 滝沢村   | 1  | 1   |
| 大槌町   | 10 | 24  |
| 山田町   | 3  | 9   |
| 宮城県   | 1  | 3   |
| 福島県   | 3  | 13  |
| 西和賀町  | 1  | 3   |
| (内訳)  |    |     |
| 陸前高田市 | 1  | 3   |
| 金ヶ崎町  | 13 | 25  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 2  | 2   |
| 陸前高田市 | 3  | 4   |
| 山田町   | 2  | 5   |
| 宮城県   | 1  | 1   |
| 福島県   | 5  | 13  |
| 住田町   | 21 | 67  |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 1  | 2   |
| 陸前高田市 | 19 | 63  |
| 宮城県   | 1  | 2   |

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 滝沢村   | 7 | 9 |
| (内訳)  |   |   |
| 盛岡市   | 0 | 0 |
| 宮古市   | 0 | 0 |
| 大船渡市  | 0 | 0 |
| 陸前高田市 | 3 | 4 |
| 釜石市   | 0 | 0 |
| 滝沢村   | 0 | 0 |
| 大槌町   | 1 | 1 |
| 山田町   | 2 | 2 |
| 田野畑村  | 0 | 0 |
| 宮城県   | 1 | 2 |
| 福島県   | 0 | 0 |
| 紫波町   | 4 | 9 |
| (内訳)  |   |   |
| 宮古市   | 0 | 0 |
| 大船渡市  | 0 | 0 |
| 陸前高田市 | 0 | 0 |
| 釜石市   | 0 | 0 |
| 大槌町   | 2 | 3 |
| 山田町   | 0 | 0 |
| 野田村   | 2 | 6 |
| 宮城県   | 0 | 0 |
| 矢巾町   | 2 | 7 |
| (内訳)  |   |   |
| 宮古市   | 0 | 0 |
| 陸前高田市 | 1 | 3 |
| 釜石市   | 0 | 0 |
| 滝沢村   | 0 | 0 |
| 大槌町   | 0 | 0 |
| 山田町   | 1 | 4 |
| 宮城県   | 0 | 0 |
| 福島県   | 0 | 0 |
| 西和賀町  | 0 | 0 |
| (内訳)  |   |   |
| 陸前高田市 | 0 | 0 |
| 金ヶ崎町  | 2 | 3 |
| (内訳)  |   |   |
| 宮古市   | 0 | 0 |
| 陸前高田市 | 1 | 1 |
| 山田町   | 0 | 0 |
| 宮城県   | 0 | 0 |
| 福島県   | 1 | 2 |
| 住田町   | 2 | 2 |
| (内訳)  |   |   |
| 大船渡市  | 0 | 0 |
| 陸前高田市 | 2 | 2 |
| 宮城県   | 0 | 0 |

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 滝沢村   | 50 | 134 |
| (内訳)  |    |     |
| 盛岡市   | 1  | 5   |
| 宮古市   | 3  | 3   |
| 大船渡市  | 2  | 3   |
| 陸前高田市 | 7  | 19  |
| 釜石市   | 5  | 13  |
| 滝沢村   | 4  | 8   |
| 大槌町   | 7  | 23  |
| 山田町   | 10 | 26  |
| 田野畑村  | 1  | 1   |
| 宮城県   | 3  | 7   |
| 福島県   | 7  | 26  |
| 紫波町   | 25 | 66  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 1  | 2   |
| 大船渡市  | 2  | 5   |
| 陸前高田市 | 2  | 4   |
| 釜石市   | 2  | 4   |
| 大槌町   | 11 | 34  |
| 山田町   | 4  | 8   |
| 野田村   | 1  | 5   |
| 宮城県   | 2  | 4   |
| 矢巾町   | 28 | 72  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 2  | 4   |
| 陸前高田市 | 2  | 9   |
| 釜石市   | 7  | 13  |
| 滝沢村   | 1  | 1   |
| 大槌町   | 10 | 24  |
| 山田町   | 2  | 5   |
| 宮城県   | 1  | 3   |
| 福島県   | 3  | 13  |
| 西和賀町  | 1  | 3   |
| (内訳)  |    |     |
| 陸前高田市 | 1  | 3   |
| 金ヶ崎町  | 11 | 22  |
| (内訳)  |    |     |
| 宮古市   | 2  | 2   |
| 陸前高田市 | 2  | 3   |
| 山田町   | 2  | 5   |
| 宮城県   | 1  | 1   |
| 福島県   | 4  | 11  |
| 住田町   | 19 | 65  |
| (内訳)  |    |     |
| 大船渡市  | 1  | 2   |
| 陸前高田市 | 17 | 61  |
| 宮城県   | 1  | 2   |

| 迁入   | 世     | 人      |
|------|-------|--------|
| 大槌町  | 107   | 342    |
| (内訳) |       |        |
| 釜石市  | 2     | 10     |
| 大槌町  | 105   | 332    |
| 山田町  | 226   | 701    |
| (内訳) |       |        |
| 宮古市  | 4     | 6      |
| 大船渡市 | 1     | 2      |
| 釜石市  | 2     | 3      |
| 大槌町  | 5     | 16     |
| 山田町  | 214   | 674    |
| 岩泉町  | 22    | 51     |
| (内訳) |       |        |
| 宮古市  | 6     | 10     |
| 岩泉町  | 11    | 31     |
| 田野畑村 | 5     | 10     |
| 田野畑村 | 17    | 51     |
| (内訳) |       |        |
| 田野畑村 | 17    | 51     |
| 普代村  | 1     | 2      |
| (内訳) |       |        |
| 野田村  | 1     | 2      |
| 野田村  | 43    | 129    |
| (内訳) |       |        |
| 久慈市  | 1     | 2      |
| 野田村  | 42    | 127    |
| 洋野町  | 5     | 19     |
| (内訳) |       |        |
| 大槌町  | 1     | 5      |
| 洋野町  | 4     | 14     |
|      | 4,005 | 10,309 |

| 退去   | 世   | 人     |
|------|-----|-------|
| 大槌町  | 6   | 19    |
| (内訳) |     |       |
| 釜石市  | 0   | 0     |
| 大槌町  | 6   | 19    |
| 山田町  | 20  | 71    |
| (内訳) |     |       |
| 宮古市  | 1   | 1     |
| 大船渡市 | 0   | 0     |
| 釜石市  | 0   | 0     |
| 大槌町  | 0   | 0     |
| 山田町  | 19  | 70    |
| 岩泉町  | 6   | 13    |
| (内訳) |     |       |
| 宮古市  | 2   | 3     |
| 岩泉町  | 3   | 9     |
| 田野畑村 | 1   | 1     |
| 田野畑村 | 1   | 5     |
| (内訳) |     |       |
| 田野畑村 | 1   | 5     |
| 普代村  | 0   | 0     |
| (内訳) |     |       |
| 野田村  | 0   | 0     |
| 野田村  | 4   | 10    |
| (内訳) |     |       |
| 久慈市  | 0   | 0     |
| 野田村  | 4   | 10    |
| 洋野町  | 2   | 4     |
| (内訳) |     |       |
| 大槌町  | 0   | 0     |
| 洋野町  | 2   | 4     |
|      | 468 | 1,217 |

| 残り   | 世     | 人     |
|------|-------|-------|
| 大槌町  | 101   | 323   |
| (内訳) |       |       |
| 釜石市  | 2     | 10    |
| 大槌町  | 99    | 313   |
| 山田町  | 206   | 630   |
| (内訳) |       |       |
| 宮古市  | 3     | 5     |
| 大船渡市 | 1     | 2     |
| 釜石市  | 2     | 3     |
| 大槌町  | 5     | 16    |
| 山田町  | 195   | 604   |
| 岩泉町  | 16    | 38    |
| (内訳) |       |       |
| 宮古市  | 4     | 7     |
| 岩泉町  | 8     | 22    |
| 田野畑村 | 4     | 9     |
| 田野畑村 | 16    | 46    |
| (内訳) |       |       |
| 田野畑村 | 16    | 46    |
| 普代村  | 1     | 2     |
| (内訳) |       |       |
| 野田村  | 1     | 2     |
| 野田村  | 39    | 119   |
| (内訳) |       |       |
| 久慈市  | 1     | 2     |
| 野田村  | 38    | 117   |
| 洋野町  | 3     | 15    |
| (内訳) |       |       |
| 大槌町  | 1     | 5     |
| 洋野町  | 2     | 10    |
|      | 3,537 | 9,092 |



◇宮 城 県



## ○東日本大震災－宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証－

### 第3章 災害応急・復旧対策（地震発生後6か月間の対応）

地選定のガイドライン等の検討を行うことが望ましい。

#### ◆応急仮設居住についての方針が変更となり、一部で混乱があった

##### ＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞

国の用地選定基準の変更もあり、公有地内の応急仮設住宅が早期に完成し抽選で入居した後に、コミュニティを優先させた私有地・共有地での応急仮設住宅が建設された市町が多かった。また、県借上仮設住宅の戸数が大幅に増加したこともあり、立地条件の良くない応急仮設住宅については、一時期、入居がすまなかった市町村もみられた。

県として、応急仮設住宅用地や借上仮設住宅等について柔軟に運用改善していったことは評価できる一方で、被災者からすれば仮設居住についての支援制度の変化が分かりにくいという課題もあった。今回の教訓を踏まえて、可能な限り早い段階で支援制度の全体像を被災者に示すと共に、運用を改善した場合には、被災者に分かりやすく伝えるための方策についても検討が必要であろう。

#### （6）民間賃貸住宅の借り上げ

##### ア 制度施行

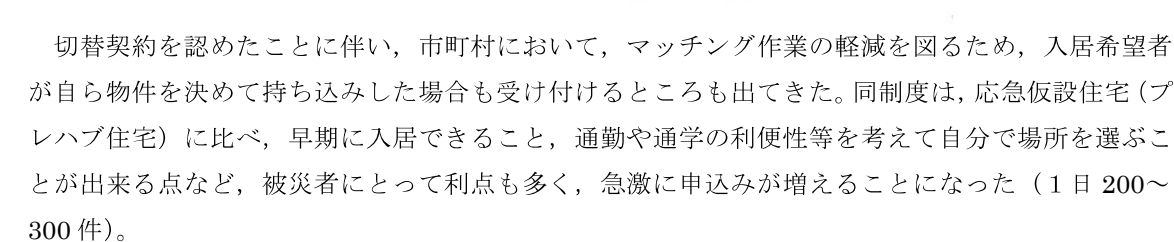
県では、被災者の住宅対策として応急仮設住宅（プレハブ住宅）の整備を進めるとともに、用地取得や資材不足等の問題から建設が遅れることが心配されたため、その補完的な措置として、平成20年岩手・宮城内陸地震の際と同様に、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅とする制度を実施することにし、3月22から24日に沿岸市町を中心に説明会を開催して、4月8日付けで取扱いについて各市町村に通知した。

入居に係る契約の方法や内容については、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を締結している社団法人宮城県宅地建物取引業協会と調整を重ねた。契約の方法は、宮城県が民間賃貸住宅を借り上げて家賃等を負担し、被災者に無償で供与する「宮城県」、「貸主」、「入居者」の三者による定期建物賃貸借契約とした。

##### イ 対象範囲の拡大

民間賃貸住宅の借り上げ制度は、現に住むところがない被災者のために、県が民間賃貸住宅を借り上げるものであり、事務フローとしては、社団法人宮城県宅地建物取引業協会など不動産関係団体から県を経由して空き物件情報を市町村に提供し、各市町村が入居者とマッチングして契約を進めるものであった。

しかしながら、厚生労働省から4月30日付けで、発災以降に被災者自ら契約したものであっても、その契約時以降、県名義に置き換えた場合に国庫負担の対象とする旨の通知が出された（いわゆる切替契約）ため、同制度に関する問合せが増加し、事務フローも見直すことになり、5月13日付けで市町村に改めて取扱いについて通知することになった。



ウ 他都道府県への救助要請

- 414 -



## エ 事務処理の遅延

当初、民間賃貸住宅は全部で2,000件程度と見込んでいたが、前述の利点に加え、厚生労働省では入居要件の緩和やエアコンなどの設備を国庫負担にするなど次々と弾力的に運用していったこともあり、申込みが急増することになった（最終的に26,000件程度になる見込み）。これにより事務量が膨大になり、担当職員の配置が追いつかず、入居決定や契約締結などの事務処理が遅延した。

4月当初に担当していたのは、保健福祉部保健福祉総務課災害救助法対応チーム8人のうち2人（宮城県職員1人、奈良県応援職員1人）で、その後、5月中旬から部内兼務発令により同チームに6人増員され、民間賃貸住宅担当が6人（宮城県職員4人、奈良県応援職員2人）となった。7月1日には保健福祉部内に震災援護室が設置されたが、その頃は、奈良県応援職員2人及び高知県応援職員1人を含め、ほぼ室員全員の13人で民間賃貸住宅の事務処理に当たったうえに、電話応対専門の非常勤職員5人を採用し、殺到する問合せに対応した。また、窓口である市町村でも申込みの増加により受付事務が滞るおそれがあったため、市町村からの要請に基づき、県職員を随時派遣し、民間賃貸住宅関連業務に当たった。

特に石巻市においては、全体の25%を占めるほど多くの申込みがあり、市職員のみでは対応しきれなく、県職員を3か月以上の長期期間にわたり交替制で1日14人程度派遣し、民間賃貸住宅関係の一連の事務を担った。併せて、県庁内の契約書審査事務も追いつかないため、保健福祉部内職員10人に3週間の応援を得たが、それでも足りず山形県職員5人6週間、全庁から30人9週間の応援により、遅れていた事務の挽回に努めた。

重ねて、貸主や仲介業者から提出された契約書は、押印漏れなどの不備に加え、入居決定時の条件や契約書の条文を無断で修正されるなど、その補正作業を要するものが半数近くあり、契約締結が遅れる一因となった。また、相手方によっては、家賃と退去時修繕負担金（敷金相当）や1回目と2回目以降の家賃の振込先を別口座に指定されるなど、想定していない振込処理があったため、膨大な処理件数と併せて細かな設定が必要となり、支払い事務に相当の時間を要することになった。県の支払い業務の体系やシステムは、このような短期間に膨大な支払いを行うことは想定していないため、支出関係書類の作成にあたり、本庁部内各課庶務担当職員等に兼務発令を行い、併せて出納局会計課とも調整し、チェック・支払い事務を全員体制で対応することになった。

その他に、支払いを優先するため、明細書の発行を後回しにした結果、遅延分を数か月まとめて支払いをしたことにより、受取り側で対象物件を特定できなく、振込直後から問合せが相次いだ。

このことも含め支払遅延の関係では、県議会で問題となるなど関係者に多大なご迷惑をお掛けしてしまった。

## オ 業務委託の開始

民間賃貸住宅の借上げ制度を円滑にするため、一連の業務のうち、契約書の審査、支払い、明細書の発行等を民間業者に、9月から一部、10月から本格的に業務委託を行ったが、同業者は、振込口座誤り、明細書の送付遅延、過払いなどのミスをしてしまい、その事後処理に追われている状況である。

## カ 問合せの内容の変移

申込者の入居がほぼ終え、賃貸契約締結の進捗状況や支払いに関する問合せが下火になると、その次は貸主や近隣住民とのトラブル、家庭内の問題（DV）等に関する相談が増えてくることになった。

た。

### 民間賃貸住宅の借り上げ対応の検証

#### ◆民間からの県借上仮設住宅は 2 種類あることから、被災者に制度を理解してもらいにくかった

##### ＜広報＞＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

東日本大震災は、県の借上仮設住宅の制度が大規模に利用された最初の例である。中越地震等過去に事例のある県リスト（災害時の協定を締結している民間関連団体等により提供された空き家情報に基づく）による市町村窓口での物件契約と、4 月 30 日通達により有効となった被災者自らが探してきた物件や災害後に契約し既に居住している物件の契約切替、という 2 種類の方法があったため、被災者や仲介業者が混乱することとなった。

新たな制度の導入においては、このような混乱は避けられないものではある。今後の教訓として、不動産仲介業者や関連団体に対して、平時から借上仮設住宅制度や契約時の留意点等について周知を図る必要がある。

#### ◆空き家リストの物件については、災害時要援護者等の世帯を優先する対応が求められる

##### ＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

宮城県は震災前から「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」を社団法人宮城県宅地建物取引業協会と締結していたが、需用が多い状態で各不動産会社が県リストの物件をどのように扱ったかが不明である。例えば、高齢者のみ世帯等、住宅が借りにくく避難環境が重要である弱者世帯に借上げ仮設住宅が早期に行きわたったかについては、明らかになっていない。

福祉避難所や福祉仮設住宅という制度があるように、民間賃貸住宅における借上仮設住宅においても、災害時要援護者の保護を優先する枠組みが必要であり、その実現に向けて関係団体と協議を進めることが望ましい。

#### ◆借上仮設住宅制度が、他の制度にも影響を及ぼした

##### ＜県庁内部での調整＞＜計画とマニュアル＞

借上仮設住宅制度については、建設型応急仮設住宅（プレハブ住宅）と重複して申請していた被災者が多く建設型応急仮設住宅（プレハブ住宅）の戸数調整に影響を与えた。また、応急修理を申請していたものの借上げ仮設に入居した世帯もあり、担当する土木部建築宅地課・建築安全推進室が応急修理の取り下げを行った。借上仮設住宅の申請は、震災時に居住していた市町村と借上住宅の住所がある市町村のどちらでも可能であったことに加え、認定の決定に時間を要したために両方の市町村で申請した世帯もあり、実際の申請数が把握しにくかった。

国との調整事項なので、県のみで対策を考えることは難しいかもしれないが、今後、県の借上住宅の希望を申請する時には、被災者の市町村への申請は 1 世帯 1 回の申請に限定し、その際に建設仮設住宅を希望しているかどうかを確認し希望している場合はどちらかを取り下げるなどの広報の徹底、確認が必要である。加えて、これらの重複をチェックできるよう、借上仮設・応急仮設・応急修理の申請世帯データベースを相互に確認できるものにするなどの工夫が望まれる。

◆**処理すべき業務量が予測できず、大量の契約申請の処理に長時間を要した**

＜資源（職員）＞＜県庁外部（民間）との調整＞＜計画とマニュアル＞

4 月 30 日の国の通達により県の借上住宅として認めることになった物件，すなわち，災害後に契約し既に居住している物件の契約切替の件数も多かったことから，県が最終的に契約する借上げ仮設住宅の件数が予想できず，入居決定し大家に家賃が振り込まれるのが遅れた。委託業務量が予想でき，外部業者に事務処理を委託できたのは 10 月になってからであった。今後，大災害が発生する場合に備えて，需用や業務量の予測及び，業務フローや委託契約方法等についても検討しておくことが必要である。

例えば不動産会社によって家賃の日割り計算の仕方や契約書の書式が異なり業務が煩雑になったため，今後は不動産契約書の統一など，運用面についても協定先の不動産関連団体とルールを定め，それを徹底できるように調整しておくことが重要である。

加えて，現行のシステムで，県が多くの不動産会社や貸主に対して家賃の振り込みなどをすると事務が煩雑になることから，振り込みを含め業務委託するなど借り上げ住宅の業務体制についても再検討しておくことが必要である。

◆**市町村を超えて移動して借り上げ仮設住宅に居住する世帯数の把握が困難になっている**

＜県庁内部での調整＞＜県庁外部（市町村）との調整＞＜情報＞

県は，借り上げ仮設住宅の申請業務が膨大であったため，震災時に居住していた市町村外の借り上げ住宅に居住する世帯の情報把握や，従前に居住していた市町村への情報提供が遅れることになった（平成 24 年 2 月現在においても作業中）。

膨大な件数の認定事務などにより，これらの作業が遅れたのは致し方ないともいえる。しかしながら借り上げ仮設住宅に入居した世帯にとっては，震災前の居住市町村の復興情報や支援制度情報などは重要である。今後に向けて，借り上げ仮設住宅の入居世帯についての情報の収集，整理と，県庁各課や市町村への情報提供の仕組みを作っておくことが求められる。

## 19 被災市街地の建築制限

### （1）概要

被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間，復興まちづくりの妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため，緊急の措置として，建築基準法及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づき，特に区域を指定し，建築制限を実施した。

### （2）根拠法

#### ア 建築基準法（第 84 条）

市街地に災害のあった場合において，都市計画等のため必要があるときは，特定行政庁は，区域を指定し，災害があった日から 1 か月間，延長することにより最大 2 か月間，建築物の建築を制限することができる。

#### イ 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（以下，「特例法」という。）（第 1 条）

東日本大震災が極めて広域に甚大な被害をもたらしたことから，建築基準法第 84 条に基づく最大

## 応急仮設住宅(民間賃貸借上住宅分)物件所在市町村別入居状況

平成24年8月10日現在

| 市町村名  | 入居戸数<br>(契約件数) | 入居者数   | 備 考 |
|-------|----------------|--------|-----|
| 仙 台 市 | 9,180          | 22,377 |     |
| 石 巻 市 | 4,598          | 12,480 |     |
| 塩 竈 市 | 537            | 1,242  |     |
| 気仙沼市  | 1,411          | 4,288  |     |
| 白 石 市 | 203            | 593    |     |
| 名 取 市 | 916            | 2,715  |     |
| 角 田 市 | 209            | 562    |     |
| 多賀城市  | 1,158          | 2,929  |     |
| 岩 沼 市 | 600            | 1,870  |     |
| 登 米 市 | 414            | 1,282  |     |
| 栗 原 市 | 61             | 164    |     |
| 東松島市  | 956            | 2,841  |     |
| 大 崎 市 | 566            | 1,569  |     |
| 蔵 王 町 | 32             | 104    |     |
| 七ヶ宿町  | 0              | 0      |     |
| 大河原町  | 141            | 418    |     |
| 村 田 町 | 14             | 47     |     |
| 柴 田 町 | 191            | 600    |     |
| 川 崎 町 | 6              | 17     |     |
| 丸 森 町 | 16             | 57     |     |
| 亘 理 町 | 268            | 878    |     |
| 山 元 町 | 85             | 321    |     |
| 松 島 町 | 180            | 578    |     |
| 七ヶ浜町  | 94             | 332    |     |
| 利 府 町 | 188            | 519    |     |
| 大 和 町 | 84             | 230    |     |
| 大 郷 町 | 11             | 44     |     |
| 富 谷 町 | 120            | 336    |     |
| 大 衡 村 | 2              | 6      |     |
| 色 麻 町 | 1              | 3      |     |
| 加 美 町 | 25             | 65     |     |
| 涌 谷 町 | 97             | 264    |     |
| 美 里 町 | 105            | 321    |     |
| 女 川 町 | 59             | 200    |     |
| 南三陸町  | 56             | 198    |     |
| 合 計   | 22,584         | 60,450 |     |

※ 現在締結済みの契約書情報から借上げ物件の所在市町村別の入居戸数と入居者数を整理した数値に置換えたので、これまで提供していた入居決定を基にした数値とは異なります。

## 応急仮設住宅(プレハブ住宅) 入居状況 (平成24年8月10日現在)

|      |            | 団地数             | 完成戸数 (C) = (A)+(B) |                 |       |                 |            |    |      |             |      |                | 集会所    |             |             |             |           | 単位: 戸    |            |           |
|------|------------|-----------------|--------------------|-----------------|-------|-----------------|------------|----|------|-------------|------|----------------|--------|-------------|-------------|-------------|-----------|----------|------------|-----------|
|      |            |                 | 住戸タイプ              |                 |       |                 | グループホームタイプ |    |      | 入居戸数<br>(D) | 入居者数 | 入居率<br>(D)/(C) | 談話室    | 100㎡<br>タイプ | 150㎡<br>タイプ | 200㎡<br>タイプ | 計         |          | うち風<br>呂付き |           |
|      |            |                 | 1DK                | 2DK             | 3K    | 計(A)            | 高齢         | 障害 | 計(B) |             |      |                |        |             |             |             |           |          |            |           |
| 仙台市  | 19         | 1,523           | 139                | 1,239           | 127   | 1,505           | 18         |    |      |             | 18   | 1,423          | 2,849  | 93.4%       | 8           | 8           | 3         | 1        | 20         | 1         |
| 石巻市  | 131        | 7,297           | 812                | 4,942           | 1,399 | 7,153           | 88         | 56 |      |             | 144  | 7,170          | 16,769 | 98.3%       | 68          | 28          | 12        | 6        | 114        | 14        |
| 塩竈市  | 7          | 206             | 66                 | 115             | 25    | 206             |            |    |      |             |      | 198            | 457    | 96.1%       | 4           | 1           | 0         | 0        | 5          | 0         |
| 気仙沼市 | 93         | 3,504           | 589                | 2,496           | 374   | 3,459           | 45         |    |      |             | 45   | 3,317          | 8,108  | 94.7%       | 53          | 15          | 6         | 0        | 74         | 5         |
| 名取市  | 8          | 910             | 57                 | 775             | 57    | 889             | 16         | 5  |      |             | 21   | 859            | 1,839  | 94.4%       | 1           | 1           | 5         | 0        | 7          | 1         |
| 多賀城市 | 6          | 373             | 22                 | 332             | 19    | 373             |            |    |      |             |      | 361            | 729    | 96.8%       | 4           | 1           | 1         | 0        | 6          | 0         |
| 岩沼市  | 3          | 384             | 72                 | 236             | 76    | 384             |            |    |      |             |      | 367            | 924    | 95.6%       | 0           | 1           | 1         | 0        | 2          | 0         |
| 東松島市 | 25         | 1,753           | 299                | 1,009           | 419   | 1,727           | 16         | 10 |      |             | 26   | 1,670          | 4,273  | 95.3%       | 11          | 4           | 4         | 0        | 19         | 2         |
| 亘理町  | 5          | 1,126           | 171                | 784             | 171   | 1,126           |            |    |      |             |      | 1,048          | 3,060  | 93.1%       | 0           | 4           | 3         | 0        | 7          | 0         |
| 山元町  | 11<br>(2)  | 1,030<br>(284)  | 374                | 470<br>(284)    | 186   | 1,030<br>(284)  |            |    |      |             |      | 964            | 2,534  | 93.6%       | 0           | 8<br>(2)    | 1         | 0        | 9          | 0         |
| 七ヶ浜町 | 7          | 421             | 96                 | 232             | 93    | 421             |            |    |      |             |      | 392            | 1,059  | 93.1%       | 1           | 3           | 0         | 0        | 4          | 0         |
| 女川町  | 30<br>(1)  | 1,294<br>(189)  | 315                | 830<br>(189)    | 140   | 1,285<br>(189)  | 9          |    |      |             | 9    | 1,275          | 3,095  | 98.5%       | 16          | 5           | 1<br>(1)  | 0        | 22         | 0         |
| 南三陸町 | 58<br>(2)  | 2,195<br>(50)   | 101                | 1,860<br>(50)   | 207   | 2,168<br>(50)   | 27         |    |      |             | 27   | 2,157          | 5,772  | 98.3%       | 25<br>(1)   | 4<br>(1)    | 1         | 1        | 31<br>(1)  | 2         |
| 大郷町  | 1          | 15              | 2                  | 12              | 1     | 15              |            |    |      |             |      | 12             | 33     | 80.0%       | 0           | 0           | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 美里町  | 2          | 64              |                    | 42              | 22    | 64              |            |    |      |             |      | 49             | 195    | 76.6%       | 0           | 1           | 0         | 0        | 1          | 0         |
| 合計   | 406<br>(5) | 22,095<br>(523) | 3,115              | 15,374<br>(523) | 3,316 | 21,805<br>(523) | 219        | 71 |      |             | 290  | 21,262         | 51,696 | 96.2%       | 191<br>(1)  | 84<br>(2)   | 38<br>(1) | 8<br>(0) | 321<br>(4) | 25<br>(0) |

※( )内は、町が発注した応急仮設住宅で内数



◇仙 台 市





## 応急仮設住宅について

### I 制度

#### 1 災害救助法の適用

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に仙台市を含む宮城県・岩手県に災害救助法が適用
- ・ 平成 23 年 3 月 24 日に岩手県・宮城県・福島県・青森県・茨城県・栃木県・千葉県に災害救助法が適用（県によって一部の市町村を除く）

#### 2 実施主体

法令上、救助（応急仮設住宅の供与）の主体は宮城県

- ・ 法により市町村への一部事務委任が可能
- ・ 法令上、政令指定都市は一般市町村と同様
- ・ 法令の運用上、現物給付

##### (1) 借上げ公営住宅等

平成 23 年 3 月 25 日に法に基づき宮城県から本市に一部事務委任

##### (2) 借上げ民間賃貸住宅

平成 23 年 3 月 25 日に宮城県と本市とで管理事務委託協定

##### (3) プレハブ仮設住宅

平成 23 年 3 月 25 日に宮城県と本市とで管理事務委託協定

平成 23 年 10 月 26 日に法に基づき宮城県から本市に一部事務委任

#### 3 入居の資格（対象者）

法令により「住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの」と定められている。

#### 4 入居資格の運用

- ・ 原則は上記のとおりだが、今回、弾力運用により大規模半壊・半壊で住居を失う場合等も対象とした
- ・ 資力要件については、形式的な審査のみとした
- ・ 原子力災害対策特別措置法に基づく指示が行われた警戒区域等の居住者については、被災証明により入居資格有りとした

## 5 供与（入居）期間

法令上、入居日から2年を限度

※ 平成24年4月17日に厚生労働省が供与期間の1年間延長を決定（但し、現状、事務手続き等は未定）

※ 原則、一旦入居した時点で救助は完了とされ、仮設住宅としての転居はできない

## 6 住宅の供与

法令上、建設されたプレハブ住宅を基本としていたが、平成16年10月の新潟県中越地震において、借上げ民間賃貸住宅が初めて運用された。今回、平成23年3月19日に厚生労働省が借上げ民間賃貸住宅の運用を示し、宮城県・福島県を中心に大規模に運用された。

## 7 費用

- ・ 家賃は無料（宮城県が借り上げた住居を現物給付）、光熱水費は入居者負担
- ・ プレハブ住宅・借上げ公営住宅等の駐車場は原則1住戸に1台分供与
- ・ 借上げ民間賃貸住宅の駐車場代は入居者負担

## II 本市の要望等

### 1 借上げ民間賃貸住宅の遡及適用

当初、厚生労働省は、民間賃貸住宅を行政が借り上げる前に、自ら契約して入居している場合、応急仮設住宅として認めなかった。平成23年4月5日に本市から宮城県に遡及適用を要望し、宮城県から総理大臣への要望書に追加されることとなり、4月8日に宮城県から総理大臣への要望が行われた。4月30日に厚生労働省が契約切替による遡及適用の運用を示し、借上げ民間賃貸住宅の遡及適用が認められることとなった。

### 2 その他

事務レベルの要望・調整により実現した主な項目は次のとおり。

- ・ 第一次募集に当たっての宮城県による民間賃貸住宅の事前借上げ
- ・ 借上げ民間賃貸住宅に係る付帯設備（ガスコンロ、照明器具、カーテン、給湯器、エアコン）の適用（当初、エアコンは適用対象外とされていた）
- ・ 借上げ公営住宅等の遡及適用（宮城県住宅供給公社の公社賃貸住宅の遡っての応急仮設住宅扱い）
- ・ 災害救助費の対象経費としての適用（プレハブ仮設住宅等の維持管理委託など）

### Ⅲ 入居募集・決定状況

#### 1 第一次募集

- 応急仮設住宅として、プレハブ住宅・借上げ公営住宅等・借上げ民間賃貸住宅を募集するもの

(1) 募集期間 平成 23 年 4 月 11 日～4 月 18 日

#### (2) 周知方法

避難所説明会（4 月 8 日～10 日）、区役所等での募集要項配布、ホームページ掲載、プレスリリース（新聞の生活関連情報として掲載、テレビの生活関連情報としてテロップ放映）、応急仮設住宅コールセンターでの案内（3 月 25 日から 6 月 30 日まで開設、制度や募集の案内）、被災者支援情報ダイヤルでの案内（4 月 1 日から 7 月末まで、制度や募集の案内）

(3) 申込状況 1,136 件（うちコミュニティ 8 件（88 件）、うち世帯単独 1,048 件）

(4) 対象住宅 ①プレハブ住宅 233 戸（1 団地）

②借上げ公営住宅等 138 戸

③借上げ民間賃貸住宅

#### (5) 申込方法等

- ・ ①について、津波被災地域から遠距離であったため、申込が低迷
- ・ ①②について、10 世帯以上のコミュニティ申込としたため、申込が低迷
- ・ ③について、スキームが効率的・効果的に運用されなかったため、入居決定が低迷

(6) 決定状況 ①プレハブ住宅 25 戸

②借上げ公営住宅等 63 戸

③借上げ民間賃貸住宅 242 戸（二者契約を含む）

#### (7) 総括

- ・ 民間賃貸住宅は、宮城県が事前に民間賃貸住宅約 400 物件を借り上げ、不動産業界 3 団体から構成される民間賃貸支援室がマッチングする方式としたが、申込者 1,048 件に対し、入居決定が 156 戸（うち事前借上げ物件は 129 戸）にとどまった。
- ・ マッチング方式は、申込者がより良い物件の斡旋を希望するために直ぐに入居決定に至らないこと、申込者の状況によっては貸主が入居を断る傾向にあること、第三者の斡旋のために申込者・貸主の当事者意識が希薄になることなどから、効率的・効果的な運用が難しいため、平成 23 年 4 月 27 日から随時募集を行うこととした
- ・ プレハブ住宅については、被災者の要望を受けて、より沿岸部に近い候補用地を選定することとした（第一次募集の対象のプレハブ団地については、当初目標を下方修正）
- ・ プレハブ住宅の申込低迷の最大の原因は立地場所であるが、コミュニティ重視の観点から採用したコミュニティ申込については、条件を 10 世帯以上から 5 世帯以上に緩和することとした
- ・ なお、コミュニティ申込については、入居後に自治組織の設置が円滑に進むこと、入居前から見知った人同士の支え合いが比較的に容易になることなど、コミュニティ形成に大きなメリットがある

## 2 借上げ民間賃貸住宅（随時募集）

- 入居資格のある個人が契約する（した）民間賃貸住宅を、応急仮設住宅として提供するもの
- 原則、4月27日以前の契約は郵送受付（切替契約）、それ以後の契約は窓口受付（新規契約）

- 前者の切替契約が本市の要望により認められたもの

- (1) 受付期間 平成23年4月27日～6月10日  
(ファクトシート（契約予定物件）の受付は6月30日まで)  
個別対応受付 7月1日～7月31日

※ 7月末で新規受付は終了（以後、原則、入居資格確認書交付者のみファクトシート受付）

### (2) 周知方法

避難所での掲示・配布、区役所等での募集要項配布、ホームページ掲載、プレスリリース（新聞の生活関連情報として掲載、テレビの生活関連情報としてテロップ放映）、応急仮設住宅コールセンターでの案内、被災者支援情報ダイヤルでの案内

- (3) 受付状況 ①窓口受付（新規契約）5,048件  
②郵送受付（切替契約）3,877件
- (4) 決定状況 ①窓口受付（新規契約）4,782件  
②郵送受付（切替契約）3,583件

## 3 第二次募集

- 応急仮設住宅として、プレハブ住宅・借上げ公営住宅等を募集するもの
- 民間賃貸住宅については、上記の随時募集により募集

- (1) 募集期間 平成23年5月9日～5月18日

### (2) 周知方法

避難所での掲示・配布、区役所等での募集要項配布、ホームページ掲載、プレスリリース（新聞の生活関連情報として掲載、テレビの生活関連情報としてテロップ放映）、応急仮設住宅コールセンターでの案内、被災者支援情報ダイヤルでの案内

- (3) 申込状況 954件（うちコミュニティ27件（302件）、うち世帯単独652件）
- (4) 対象住宅 ①プレハブ住宅 1,480戸（18団地）  
②借上げ公営住宅等 459戸（計1,939戸）

### (5) 申込方法等

- ・ 5世帯以上のコミュニティ申込（第一次は10世帯以上）
- ・ ①のうち既設プレハブ住宅（あすと長町）・②について、世帯単独申込の対象に（第一次のプレハブ住宅はコミュニティのみ）
- ・ 新規プレハブ住宅の一部（60住戸以上の団地）に優先世帯入居枠を設定

- (6) 決定状況 ①プレハブ住宅 787戸  
②借上げ公営住宅等 84戸

※ ①には宮城野区・若林区の避難所で第二次募集に応募していない避難者に対するプレハブ住宅への入居勧奨を含む（申込件数には含まない）

#### 4 第三次募集

○ 応急仮設住宅として、プレハブ住宅・借上げ公営住宅等を募集するもの

(1) 募集期間 平成 23 年 7 月 8 日～7 月 19 日

(2) 周知方法

避難所での掲示・配布、区役所等での募集要項配布、ホームページ掲載、プレスリリース（新聞の生活関連情報として掲載、テレビの生活関連情報としてテロップ放映）、被災者支援情報ダイヤルでの案内

(3) 申込状況 496 件

(4) 対象住宅 ①プレハブ住宅 690 戸（18 団地）  
②借上げ公営住宅等 437 戸 （計 1,127 戸）

(5) 申込方法等

- ・ すべて世帯単独申込
- ・ 原則、先着順に入居決定

(6) 決定状況 ①プレハブ住宅 301 戸  
②借上げ公営住宅等 136 戸

#### 5 ポスト第三次募集

○ 有資格者に対し、プレハブ住宅・借上げ公営住宅等の空き住戸を案内するもの

(1) 受付期間 平成 23 年 8 月 1 日～9 月 30 日（以後、個別対応）

(2) 申込状況 624 件

(3) 決定状況 ①プレハブ住宅 384 戸  
②借上げ公営住宅等 501 戸

※ ②には市営住宅・県供給公社賃貸住宅の遡及適用（271 戸）を含む（申込件数には含まない）

#### 6 避難勧告募集

○ 避難勧告を受けた地域の世帯に対し、応急仮設住宅として、プレハブ住宅・借上げ公営住宅等を募集するもの

○ 借上げ民間賃貸住宅を希望する場合は、随時募集（新規契約）として受付

(1) 受付期間 平成 23 年 6 月 16 日～7 月 8 日

(2) 周知方法

避難勧告説明会（6 月 18 日～20 日）、区役所等での募集要項配布、ホームページ掲載

(3) 申込状況 40 件

(4) 決定状況 ①プレハブ住宅 1 戸  
②借上げ公営住宅等 15 戸  
③借上げ民間賃貸住宅 13 戸

#### Ⅳ プレハブ仮設住宅の必要戸数等の経緯

##### 1 プレハブ仮設住宅の必要戸数

- ・ 当初（平成 23 年 3 月 14 日）：必要戸数 3,000 戸（プレハブ住宅 1,000 戸、検討 2,000 戸）
- ・ 平成 23 年 4 月 19 日：必要戸数 4,000 戸に修正（プレハブ住宅 2,500 戸、その他 1,500 戸（目安として借上げ公営住宅等 800 戸・借上げ民間賃貸住宅 700 戸））
- ・ 平成 23 年 5 月 11 日：プレハブ住宅必要戸数 1,600 戸に修正（借上げ民間賃貸住宅の随時募集の状況からプレハブ住宅の建設は一旦休止、但しプレハブ福祉仮設住宅を建設）
- ・ 平成 23 年 6 月 15 日：プレハブ住宅完成 1,505 戸（プレハブ福祉仮設住宅を除く）
- ・ 平成 23 年 6 月 24 日：プレハブ住宅必要戸数 1,523 戸に確定（うちプレハブ福祉仮設住宅 18 戸）
- ・ 平成 23 年 7 月 30 日：全プレハブ住宅完成 1,523 戸（うちプレハブ福祉仮設住宅 18 戸）

※ 宮城県全体では、406 団地 22,095 戸（平成 23 年 12 月 21 日）（プレハブ福祉仮設住宅を含む）

##### 2 プレハブ仮設住宅の用地選定

- ・ プレハブ住宅の建設は宮城県が担当した。宮城県は社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結しており、それに基づき同協会が現地調査・設計・建設などの実務を行った。但し、本市においては、平成 23 年 4 月下旬から 8 月下旬頃まで、現場の調査・管理・検査等のため、技術職員 1 人が宮城県に応援で勤務するとともに、市内の現場の検査等については、技術職員が随時応援した
- ・ 本市においては、東日本大震災前から一定の条件の下、候補用地のリストアップを行っていたが、大震災を受けて、根本的に再検討する必要があった。また、第一次募集における津波被災地域の沿岸部により近い場所に建設してほしいという多くの要望を受けて、宮城野区・若林区の公園用地もリスト化し、候補用地を選定した
- ・ 候補用地のリスト化に当たっては、被災状況（地割れ等の有無など）、ライフラインの供給可否、建設工事の進行可否（工事障害物の有無、工事車両の進入経路確認など）、瓦礫置場としての利用状況等を勘案するとともに、必要に応じ警察や消防、自衛隊など関係機関と協議した
- ・ 候補用地の選定に当たっては、本市の都市整備部門において、候補用地のインフラの調査や生活環境の調査を行い、建設の順位付けや規模数を決めて、宮城県に要望した。事前に現地調査を行っていたので、候補用地の要望が認められないことはなかった
- ・ なお、平成 23 年 3 月下旬に、プレハブ住宅の早期建設を可能とするため、宮城県に対し事務レベルで当該事務について法による一部事務委任とするよう要請したが、実現しなかった

## V 入居状況

### 1 平成 23 年度末の状況

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

|           | 入居決定戸数  | (参考) 供給戸数 |
|-----------|---------|-----------|
| プレハブ住宅    | 1, 498  | 1, 505    |
| 借上げ公営住宅等  | 799     |           |
| 借上げ民間賃貸住宅 | 8, 619  |           |
| 合 計       | 10, 916 |           |

- ※ 平成 24 年 3 月 31 日現在の入居決定戸数
- ※ 退去戸数は反映していない
- ※ プレハブ住宅は福祉仮設住宅を除く
- ※ 借上げ民間賃貸住宅は本市受付の集計（他市町村内物件を含む）
- ※ 借上げ民間賃貸住宅は他市町村受付の本市内物件を含まない（本市に入居者情報がないために把握不能、想定入居決定戸数約 1,500 戸）

### 2 現在の状況

(平成 24 年 6 月 29 日現在)

|           | 入居決定戸数  | 退去戸数 | 現入居戸数   |
|-----------|---------|------|---------|
| プレハブ住宅    | 1, 524  | 98   | 1, 426  |
| 借上げ公営住宅等  | 800     | 36   | 764     |
| 借上げ民間賃貸住宅 | 8, 620  | 632  | 7, 988  |
| 合 計       | 10, 944 | 766  | 10, 178 |

- ※ 平成 24 年 6 月 29 日現在の入居決定戸数、退去戸数、現入居戸数
- ※ 退去戸数を反映している（平成 23 年度中の退去は平成 24 年度当初で計上）
- ※ プレハブ住宅は退去住戸への入居決定があるため、入居決定戸数が供給戸数を上回る
- ※ プレハブ住宅は福祉仮設住宅を除く
- ※ 借上げ民間賃貸住宅は本市受付の集計（他市町村内物件を含む）
- ※ 借上げ民間賃貸住宅は他市町村受付の本市内物件を含まない（本市に入居者情報がないために把握不能、想定入居決定戸数約 1,500 戸、退去戸数・現入居戸数は不明）

## VI 人員体制

- ・ 仙台市地域防災計画の住宅応急対策計画において、担当業務が定められていたが、東日本大震災においては、被害が甚大で事務量が膨大となったため、当該計画を基本としながら庁内外の応援職員を確保して柔軟な対応を図った
- ・ 平成 23 年 5 月 1 日に応急仮設住宅の入居事務を集中的に行うため、10 人体制の仮設住宅チームを発足した（辞令なし、全職員に基所属あり）
- ・ 平成 23 年 7 月 1 日の組織改正により、健康福祉局仮設住宅調整室（課相当）を設置し、分掌事務を応急仮設住宅の入居に関することとした
- ・ 最大の繁忙期は平成 23 年 5 月～8 月頃で、同期間は土日祝日も勤務した
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日の組織改正により、復興事業局生活再建支援部仮設住宅室に移管し、分掌事務を応急仮設住宅の入退去等に関することとした

（単位：人）

|          | 専任職員 | 臨時職員等 | 庁内応援 | 庁外応援 | 合計 |
|----------|------|-------|------|------|----|
| H23. 5/1 | 10   | 2     | 16   | 0    | 28 |
| 6/1      | 11   | 9     | 24   | 6    | 50 |
| 7/1      | 14   | 15    | 19   | 11   | 59 |
| 7/15     | 14   | 15    | 20   | 18   | 67 |
| 7/21     | 14   | 15    | 19   | 18   | 66 |
| 8/1      | 16   | 12    | 8    | 14   | 50 |
| 9/1      | 15   | 9     | 4    | 11   | 39 |
| 10/1     | 12   | 11    | 6    | 0    | 29 |
| 3/1      | 10   | 10    | 4    | 0    | 24 |
| H24. 4/1 | 7    | 2     | 0    | 0    | 9  |

- ※ 住宅応急対策計画において担当業務が定められているが、仮設住宅チームおよび仮設住宅調整室、仮設住宅室の職員を専任職員に計上、それ以外の所属の職員は庁内応援に計上
- ※ 横浜市および東京都（平成 23 年度）、東京都足立区（平成 24 年度）の自治法長期派遣職員は専任職員に含む
- ※ 臨時職員等は臨時職員およびアルバイト
- ※ 庁外応援は広島県府中町・熊野町、福岡県うきは市、京都市、東京都、東京都新宿区・千代田区の他都市短期応援職員および（公財）ひと・まち交流財団、（財）スポーツ振興事業団、（公財）せんだい男女共同参画財団の外郭団体応援職員
- ※ プレハブ住宅等の環境整備に係る職員については、平成 23 年度は庁内応援に計上、平成 24 年度は未計上、プレハブ住宅の用地選定に係る職員については未計上



## **VII 応急仮設住宅に係る今後に向けた検討課題**

- ・ 災害救助法における救助（応急仮設住宅の供与）の主体の検討
- ・ 災害救助費の対象経費の範囲拡大
- ・ 現物給付を基本とする運用の検討
- ・ 借上げ民間賃貸住宅に係る事前の制度設計
- ・ プレハブ仮設住宅の事前の候補用地選定
- ・ プレハブ仮設住宅の建築仕様の見直し
- ・ 供与期間の延長の取扱い
- ・ 被災者に対する総合的な住宅支援制度の検討

#### 参考（借上げ民間賃貸住宅の大まかな事務の流れ）

- 1 借上げ民間賃貸住宅（第一次募集（三者契約））の事務の流れ（入居決定戸数 156 戸）  
被災者が第一次募集申込 → 市が入居資格審査 → 宮城県が物件を借上げ → 市が支援室に物件斡旋を依頼 → 支援室が申込者から意向等聴取・借上げ物件を斡旋 → 申込者・貸主等が同意 → 支援室が市に成約リスト送付 → 市が申込者の意向確認・生活必需品等手配 → 申込者が物件入居 → 市が三者賃貸住宅契約書作成・貸主等に送付・入居決定 → 貸主等が契約書に必要事項記載・必要書類添付 → 当事者（入居者・貸主・仲介業者）が捺印 → 貸主等が市に送付 → 市が契約書・添付書類等審査 → （不備がある場合には、再度貸主等に送付） → 市が県に契約書等送付 → 県が会計審査・知事印捺印 → 県が賃料等の振込み → 県が市に契約書返戻 → 市が貸主等に契約書送付
- 2 借上げ民間賃貸住宅（第一次募集（二者契約））の事務の流れ（入居決定戸数 86 戸）  
被災者が入居申込 → 市が入居資格審査 → 資格者がコールセンターを通じ物件探し → 資格者・貸主等が同意 → 支援室が市に成約リスト送付 → 市が資格者の意向確認・生活必需品等手配 → 資格者が入居 → 市が二者賃貸住宅契約書作成・貸主等に送付・入居決定 → 貸主等が契約書に必要事項記載・必要書類添付 → 当事者（貸主・仲介業者）が捺印 → 貸主等が県に送付 → 県が契約書・添付書類等審査 → （不備がある場合には、再度貸主等に送付） → 県が会計審査・知事印捺印 → 県が賃料等の振込み → 県が市に契約書返戻 → 市が貸主等に契約書送付
- 3 借上げ民間賃貸住宅（新規契約）の事務の流れ（入居決定戸数 4,795 戸）  
被災者が入居申込 → 市が入居資格審査 → 資格者が物件探し → 資格者が契約予定物件申込 → 市が契約条件等審査 → 市が物件借上げ決定 → 資格者が借上げ物件入居 → 市が生活必需品等手配 → 市が三者賃貸借契約書作成・貸主等に送付・入居決定 → 貸主等が契約書に必要事項記載・必要書類添付 → 当事者（入居者・貸主・仲介業者）が捺印 → 貸主等が市に送付 → 市が契約書・添付書類等審査 → （不備がある場合には、再度貸主等に送付） → 市が県に契約書等送付 → 県が会計審査・知事印捺印 → 県が賃料等の振込み → 県が市に契約書返戻 → 市が貸主等に契約書送付
- 4 借上げ民間賃貸住宅（切替契約）の事務の流れ（入居決定戸数 3,583 戸）  
被災者が物件入居 → 被災者が入居申込 → 市が入居資格・契約条件等審査 → 市が貸主等の同意確認 → 市が生活必需品等手配 → 市が物件借上げ決定・切替三者賃貸借契約書作成・貸主等に送付 → 貸主等が契約書に必要事項記載・必要書類添付 → 当事者（入居者・貸主・仲介業者）が捺印 → 貸主等が市に送付 → 市が契約書・添付書類等審査 → （不備がある場合には、再度貸主等に送付） → 市が県に契約書等送付 → 県が会計審査・知事印捺印 → 県が賃料等の振込み → 県が市に契約書返戻 → 市が貸主等に契約書送付

◇福島県



民間借上げ住宅にかかる家賃等支払事務に要した人員

(単位:人)

|                     |       | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 県職員(建築総室)<br>災害対策本部 | 家賃等支払 | 3   | 3   | 3   | 2  | 1  | 1  |
|                     | 遡及支払  | 2   | 2   | 2   | 2  | 2  | 2  |
|                     | 再契約   |     |     |     | 1  | 2  | 2  |
| 絆派遣職員               | 家賃等支払 | 45  | 50  | 50  | 50 | 40 | 40 |
|                     | 遡及支払  | 20  | 30  | 30  | 6  | 4  | 4  |
|                     | 再契約   |     |     |     |    | 16 | 24 |
| 他県職員                | 家賃等支払 | 2   | 2   | 2   | 1  | 1  | 1  |
|                     | 遡及支払  | 5   | 6   | 6   | 0  | 0  | 0  |
|                     | 再契約   |     |     |     | 1  | 1  | 1  |
| 他部局職員               | 再契約   |     |     |     |    | 9  | 8  |
| 計                   |       | 77  | 93  | 93  | 63 | 76 | 83 |

民間借上げ住宅の組織及び職員応援状況について

平成24年度の体制

|     |       |          |      |    |     |
|-----|-------|----------|------|----|-----|
| 県職員 | 部参事1名 | 主幹兼副課長1名 | 担当4名 | 小計 | 6名  |
| 絆職員 |       |          |      | 小計 | 40名 |
|     |       |          |      | 合計 | 46名 |

職員応援

|          |                             |      |             |        |        |
|----------|-----------------------------|------|-------------|--------|--------|
| 4月18日(水) | 建築総室                        | 4名   |             |        |        |
| 4月19日(木) | 建築総室                        | 4名   |             |        |        |
| 4月20日(金) | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 4月21日(土) | 建築総室                        | 27名  | 土木部25名      | 絆職員31名 | 合計83名  |
| 4月22日(日) | 建築総室                        | 29名  | 土木部25名      | 絆職員17名 | 合計71名  |
| 4月23日(月) | 建築総室                        | 30名  | 土木部10名      |        | 合計40名  |
| 4月24日(火) | 建築総室                        | 32名  | 土木部10名      |        | 合計42名  |
| 4月25日(水) | 建築総室                        | 30名  | 土木部10名      |        | 合計40名  |
| 4月26日(木) | 建築総室                        | 30名  | 土木部10名      |        | 合計40名  |
| 4月27日(金) | 建築総室                        | 35名  | 土木部12名      |        | 合計47名  |
| 4月28日(土) | 建築総室                        | 30名  | 土木部24名      |        | 合計54名  |
| 4月29日(日) | 建築総室                        | 30名  |             |        |        |
| 4月30日(月) | 建築総室                        | 33名  |             |        |        |
| 5月1日(火)  | 建築総室                        | 25名  | 土木部10名      |        | 合計35名  |
| 5月2日(水)  | 建築総室                        | 20名  | 土木部10名      |        | 合計30名  |
| 5月3日(木)  | 建築総室                        | 19名  | 絆職員10名      |        | 合計29名  |
| 5月4日(金)  | 建築総室                        | 1名   | 絆職員1名(電話対応) |        | 合計2名   |
| 5月5日(土)  | 建築総室                        | 1名   | 絆職員1名(電話対応) |        | 合計2名   |
| 5月6日(日)  | 建築総室                        | 18名  | 絆職員10名      |        | 合計28名  |
| 5月7日(月)  | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 5月8日(火)  | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 5月9日(水)  | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 5月10日(木) | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 5月11日(金) | 建築総室                        | 10名  |             |        |        |
| 5月12日(土) | 建築総室                        | 7名   | 絆職員6名       |        | 合計13名  |
| 5月13日(日) | 建築総室                        | 6名   |             |        |        |
| 応援計      | 建築総室                        | 513名 | 絆職員76名      | 土木部146 | 合計735名 |
|          | (民間借上げ住宅担当及び絆職員は土、日、祝日のみ計上) |      |             |        |        |

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)

災害対策本部(土木部)

平成24年8月9日18:00現在

|                                                                      |         | 仮設住宅      |       |       |       |       | 借上げ住宅<br>一般 |      | 借上げ住宅<br>特例(*5) |       | 公営住宅(*6) |      |     |
|----------------------------------------------------------------------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------------|------|-----------------|-------|----------|------|-----|
| 市町村別内訳                                                               |         | 要請戸数      | 着工済   | 完成    | 入居戸数  | 入居人数  | 入居戸数        | 入居人数 | 入居戸数            | 入居人数  | 入居戸数     | 入居人数 |     |
| 自罹<br>災<br>住<br>民<br>向<br>け                                          | 福島市     | -         | -     | -     | -     | -     | 15          | 39   | 182             | 437   | 29       | 79   |     |
|                                                                      | 国見町     | 63        | 63    | 63    | 50    | 123   | -           | -    | 15              | 38    | -        | -    |     |
|                                                                      | 桑折町     | 14        | 14    | 14    | 13    | 35    | -           | -    | 18              | 60    | -        | -    |     |
|                                                                      | 郡山市(*4) | 9         | 9     | 9     | 9     | 9     | 29          | 62   | 863             | 1890  | 19       | 47   |     |
|                                                                      | 須賀川市    | 177       | 177   | 177   | 157   | 383   | -           | -    | 430             | 1084  | -        | -    |     |
|                                                                      | 田村市     | 360       | 360   | 360   | 350   | 965   | -           | -    | 295             | 921   | 7        | 33   |     |
|                                                                      | 鏡石町     | 100       | 100   | 100   | 76    | 191   | 0           | 0    | 102             | 238   | -        | -    |     |
|                                                                      | 白河市     | 140       | 140   | 140   | 105   | 266   | 12          | 35   | 155             | 407   | 48       | 136  |     |
|                                                                      | 西郷村     | 42        | 42    | 42    | 14    | 44    | 16          | 57   | 12              | 42    | 2        | 6    |     |
|                                                                      | 矢吹町     | 85        | 85    | 85    | 83    | 206   | -           | -    | 54              | 141   | 3        | 3    |     |
|                                                                      | 泉崎村     | -         | -     | -     | -     | -     | 6           | 13   | 13              | 41    | -        | -    |     |
|                                                                      | 西会津町    | -         | -     | -     | -     | -     | 0           | 0    | 0               | 0     | 4        | 14   |     |
|                                                                      | 新地町     | 573       | 573   | 573   | 555   | 1451  | -           | -    | 48              | 109   | -        | -    |     |
|                                                                      | 相馬市     | 1000      | 1000  | 1000  | 930   | 2486  | -           | -    | 289             | 814   | 18       | 56   |     |
|                                                                      | 南相馬市    | 南相馬市(*1)  | 3015  | 2665  | 2665  | 2543  | 6411        | -    | -               | 3767  | 9468     | 10   | 50  |
|                                                                      |         | 相馬市       | 243   | 243   | 243   | 229   | 667         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 福島市       | -     | -     | -     | -     | -           | 11   | 42              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 郡山市       | -     | -     | -     | -     | -           | 10   | 28              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 会津若松市     | -     | -     | -     | -     | -           | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      | いわき市    | 189       | 189   | 189   | 180   | 459   | 564         | 1399 | 1769            | 4504  | -        | -    |     |
| その他(伊達市、会津坂下町、小野町、玉川村、平田村、中島村、会津磐梯、喜多方市、会津美里町、矢野町、塙町、南会津町、猪苗代町)・内訳不明 |         | -         | -     | -     | -     | -     | -           | 71   | 211             | 100   | 341      |      |     |
| 小計                                                                   |         | 6010      | 5660  | 5660  | 5294  | 13696 | 663         | 1675 | 8083            | 20405 | 240      | 765  |     |
| 避難<br>区<br>域                                                         | 川俣町     | 230       | 230   | 230   | 213   | 476   | -           | -    | 259             | 693   | 26       | 106  |     |
|                                                                      | 飯館村     | 福島市       | 338   | 338   | 338   | 324   | 657         | 31   | 59              | 1595  | 3895     | 21   | 62  |
|                                                                      |         | 伊達市       | 126   | 126   | 126   | 88    | 146         | 16   | 25              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 国見町       | 37    | 37    | 37    | 30    | 58          | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 相馬市       | 164   | 164   | 164   | 163   | 335         | -    | -               |       |          |      |     |
| 小計                                                                   |         | 895       | 895   | 895   | 818   | 1672  | 47          | 84   | 1854            | 4588  | 47       | 168  |     |
| 避難<br>住<br>民<br>向<br>け                                               | 大熊町     | 郡山市       | -     | -     | -     | -     | 23          | 48   | 2395            | 5875  | 17       | 50   |     |
|                                                                      |         | 会津若松市(*2) | 820   | 820   | 820   | 666   | 1362        | 100  |                 |       |          |      | 364 |
|                                                                      |         | 喜多方市      | -     | -     | -     | -     | -           | 15   |                 |       |          |      | 38  |
|                                                                      | 富岡町     | いわき市      | 700   | 654   | 604   | 587   | 1323        | -    | -               | 3322  | 7961     | 35   | 119 |
|                                                                      |         | 郡山市       | 622   | 622   | 622   | 566   | 962         | 193  | 495             |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 大玉村(*1)   | 448   | 552   | 552   | 277   | 469         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 田村市(*4)   | 20    | 20    | 20    | 20    | 28          | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 三春町       | 330   | 330   | 330   | 246   | 440         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      | 浪江町     | いわき市(*3)  | 562   | 452   | 282   | 281   | 628         | -    | -               | 3922  | 8940     | 28   | 110 |
|                                                                      |         | 二本松市      | 1069  | 1069  | 1069  | 889   | 1875        | 27   | 57              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 福島市       | 924   | 924   | 924   | 698   | 1460        | 155  | 346             |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 相馬市       | 93    | 93    | 93    | 93    | 227         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 桑折町       | 286   | 286   | 286   | 214   | 412         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 郡山市       | -     | -     | -     | -     | -           | 6    | 15              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | いわき市      | 100   | -     | -     | -     | -           | 0    | 0               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 南相馬市      | 300   | -     | -     | -     | -           | 0    | 0               |       |          |      |     |
|                                                                      | 楢葉町     | 本宮市(*2)   | 475   | 475   | 475   | 320   | 609         | -    | -               | 1488  | 3746     | 7    | 25  |
|                                                                      |         | 西郷村       | -     | -     | -     | -     | -           | 1    | 1               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 会津若松市     | -     | 0     | -     | -     | -           | 31   | 62              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 会津美里町(*2) | 259   | 259   | 259   | 159   | 344         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      | 広野町     | いわき市(*2)  | 1191  | 1140  | 1140  | 1083  | 2724        | 0    | 0               | 792   | 2229     | 5    | 17  |
|                                                                      |         | 広野町       | 46    | 46    | 46    | 13    | 31          | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | いわき市      | 708   | 708   | 708   | 685   | 1716        | 8    | 21              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 三春町       | 440   | 440   | 440   | 410   | 873         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 郡山市       | -     | -     | -     | -     | -           | 6    | 13              |       |          |      |     |
|                                                                      | 川内村     | 川内村       | 50    | 50    | 50    | 50    | 92          | -    | -               | 404   | 977      | 7    | 13  |
|                                                                      |         | 郡山市       | 401   | 401   | 401   | 363   | 799         | 91   | 276             |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 田村市(*4)   | 30    | 30    | 30    | 30    | 30          | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | いわき市(*1)  | 70    | 70    | 70    | 63    | 110         | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      | 双葉町     | 福島市       | 120   | 120   | 120   | 71    | 130         | 8    | 10              | 1131  | 2439     | 6    | 12  |
|                                                                      |         | 郡山市       | 250   | 250   | 250   | 104   | 190         | 18   | 45              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 白河市       | 120   | 120   | 120   | 50    | 85          | 10   | 27              |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 会津若松市     | 5     | 5     | 5     | 5     | 12          | 0    | 0               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 猪苗代町      | 10    | 10    | 10    | 7     | 19          | -    | -               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | 加須市       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0           | 0    | 0               |       |          |      |     |
|                                                                      |         | いわき市(*2)  | 259   | 259   | 259   | 245   | 423         | -    | -               |       |          |      |     |
| 小計                                                                   |         | 10708     | 10205 | 9985  | 8195  | 17373 | 692         | 1818 | 13659           | 32676 | 105      | 346  |     |
| 計                                                                    |         | 17613     | 16760 | 16540 | 14307 | 32741 | 1402        | 3577 | 23596           | 57669 | 392      | 1279 |     |

注) 確定したのではなく、市町村の要請に応じ要請戸数が変わる場合がある。

注) (\*1)要請戸数は、グループホーム18戸を含む戸数である。

注) (\*2)要請戸数は、グループホーム9戸を含む戸数である。

注) (\*3)要請戸数は、グループホーム80戸を含む戸数である。

注) (\*4)要請戸数は、すべてグループホームである。

注) (\*5)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置

注) (\*6)公営住宅(392戸1,279人:県営住宅142戸458人・市町村営住宅224戸715人)をいう。

注) (\*7)各市町村において確認できた人数を集計したものである。

注) その他、県職員公舎、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の活用もある。

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(平成23年7月新潟・福島豪雨)

| 要請戸数      |     | 仮設住宅 |     |    |      | 借上げ住宅<br>一般 |      | 借上げ住宅<br>特例 |      | 公営住宅 |      |
|-----------|-----|------|-----|----|------|-------------|------|-------------|------|------|------|
| 市町村別内訳    |     | 要請戸数 | 着工済 | 完成 | 入居戸数 | 入居人数        | 入居戸数 | 入居人数        | 入居戸数 | 入居人数 | 入居人数 |
| 住民権<br>向災 | 金山町 | 2    | 2   | 2  | 2    | 4           | -    | -           | 0    | 0    | -    |
|           | 只見町 | 6    | 6   | 6  | 6    | 9           | -    | -           | 0    | 0    | -    |
|           | 計   | 8    | 8   | 8  | 8    | 13          | 0    | 0           | 0    | 0    | 0    |





◇山 形 県



◆山形県避難者向け借上げ住宅制度申込み状況等一覧 【速報】

平成24年5月31日 9:30現在

| 区分          | 日時      | 山形県宅地建物<br>取引業協会 | 全日本不動産協会<br>山形県本部 | 計    |
|-------------|---------|------------------|-------------------|------|
| 受付件数        | 第1回募集   | 344              | 27                | 371  |
|             | 第2回     |                  |                   |      |
|             | 5月受付件数  | 89               | 12                | 101  |
|             | 6月受付件数  | 880              | 156               | 1036 |
|             | 7月受付件数  | 1051             | 201               | 1252 |
|             | 8月受付件数  | 300              | 75                | 375  |
|             | 9月受付件数  | 367              | 77                | 444  |
|             | 10月受付件数 | 291              | 100               | 391  |
|             | 11月受付件数 | 55               | 28                | 83   |
|             | 12月受付件数 | 31               | 27                | 58   |
|             | 1月受付件数  | 19               | 20                | 39   |
|             | 2月受付件数  | 28               | 19                | 47   |
|             | 3月受付件数  | 33               | 23                | 56   |
|             | 4月受付件数  | 12               | 12                | 24   |
|             | 5月受付件数  | 27               | 5                 | 32   |
|             | 計       | 3527             | 782               | 4309 |
| 許可前辞退       |         | 49               | 6                 | 55   |
| 許可件数        | 4月許可件数  | 212              | 21                | 233  |
|             | 5月許可件数  | 218              | 17                | 235  |
|             | 6月許可件数  | 760              | 112               | 872  |
|             | 7月許可件数  | 1043             | 219               | 1262 |
|             | 8月許可件数  | 361              | 96                | 457  |
|             | 9月許可件数  | 365              | 78                | 443  |
|             | 10月許可件数 | 283              | 84                | 367  |
|             | 11月許可件数 | 80               | 40                | 120  |
|             | 12月許可件数 | 36               | 30                | 66   |
|             | 1月許可件数  | 19               | 17                | 36   |
|             | 2月許可件数  | 28               | 22                | 50   |
|             | 3月許可件数  | 35               | 22                | 57   |
|             | 4月許可件数  | 10               | 12                | 22   |
|             | 5月許可件数  | 13               | 6                 | 19   |
|             | 許可予定件数  | 15               | 0                 | 15   |
|             | 計       | 3478             | 776               | 4254 |
| 許可後辞退       |         | 135              | 33                | 168  |
| 退去件数(予定を含む) |         | 480              | 95                | 575  |
| 入居件数        |         | 2863             | 648               | 3511 |

# ■「山形県避難者向け借上げ住宅」入居状況

H24.5.31 現在

## ◇入居件数等

|        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| 入居決定件数 | 3511 件 | 入居決定人数 | 10843 人 |
|--------|--------|--------|---------|

自主避難対象区域

## ◇居住地別入居件数

| 県名     | 内訳(上段:入居件数 下段:入居者数) |        |         |       |      |      |      |     |  |
|--------|---------------------|--------|---------|-------|------|------|------|-----|--|
| 福島県    | 南相馬市                | 438    | 浪江町     | 73    | 双葉町  | 13   | 富岡町  | 10  |  |
|        |                     | 1417   |         | 209   |      | 38   |      | 25  |  |
|        | いわき市                | 33     | 大熊町     | 15    | 相馬市  | 47   | 飯舘村  | 7   |  |
|        |                     | 83     |         | 40    |      | 124  |      | 17  |  |
|        | 広野町                 | 1      | 川俣町     | 37    | 福島市  | 1946 | 郡山市  | 248 |  |
|        |                     | 3      |         | 118   |      | 6160 |      | 754 |  |
|        | 伊達市                 | 242    | 本宮市     | 25    | 須賀川市 | 14   | 田村市  | 7   |  |
|        |                     | 758    |         | 78    |      | 35   |      | 13  |  |
|        | 新地町                 | 8      | 二本松市    | 113   | 国見町  | 10   | 檜葉町  | 4   |  |
|        |                     | 24     |         | 371   |      | 36   |      | 14  |  |
|        | 桑折町                 | 36     | 小野町     | 2     | 棚倉町  | 1    | 大玉村  | 7   |  |
|        |                     | 115    |         | 4     |      | 1    |      | 22  |  |
|        | 三春町                 | 6      | 白河市     | 5     | 玉川村  | 0    | 天栄村  | 1   |  |
|        |                     | 16     |         | 13    |      | 0    |      | 4   |  |
|        | 会津若松市               | 3      | 鏡石町     | 4     | 塙町   | 1    | 泉崎村  | 1   |  |
|        |                     | 10     |         | 8     |      | 1    |      | 2   |  |
| 浅川町    | 1                   | 喜多方市   | 3       | 柳津町   | 0    | 石川町  | 1    |     |  |
|        | 4                   |        | 8       |       | 0    |      | 3    |     |  |
| 猪苗代町   | 1                   |        |         |       |      |      |      |     |  |
|        | 1                   |        |         |       |      |      |      |     |  |
| 計      | [入居件数]              |        | 3364 件  |       |      |      |      |     |  |
|        | [入居者数]              |        | 10529 人 |       |      |      |      |     |  |
| 宮城県    | 石巻市                 | 49     | 仙台市     | 37    | 気仙沼市 | 12   | 山元町  | 6   |  |
|        |                     | 101    |         | 71    |      | 31   |      | 10  |  |
|        | 女川市                 | 4      | 名取市     | 4     | 角田市  | 1    | 亘理町  | 4   |  |
|        |                     | 11     |         | 10    |      | 3    |      | 6   |  |
|        | 多賀城市                | 4      | 東松島市    | 2     | 南三陸町 | 8    | 蔵王町  | 1   |  |
|        |                     | 7      |         | 3     |      | 22   |      | 2   |  |
|        | 七ヶ浜町                | 1      | 大崎市     | 1     | 登米市  | 1    | 岩沼市  | 1   |  |
|        |                     | 1      |         | 3     |      | 1    |      | 2   |  |
|        | 計                   | [入居件数] |         | 136 件 |      |      |      |     |  |
|        |                     | [入居者数] |         | 284 人 |      |      |      |     |  |
| 岩手県    | 陸前高田市               | 5      | 釜石市     | 1     | 一関市  | 1    | 大船渡市 | 3   |  |
|        |                     | 10     |         | 1     |      | 1    |      | 15  |  |
|        | 大槌町                 | 1      |         |       |      |      |      |     |  |
|        |                     | 3      |         |       |      |      |      |     |  |
|        | 計                   | [入居件数] |         | 11 件  |      |      |      |     |  |
| [入居者数] |                     | 30 人   |         |       |      |      |      |     |  |

◇移転先別入居件数

| 市町村名  | 入居決定件数 |   | 入居者数  |   |
|-------|--------|---|-------|---|
| ○ 山形市 | 1573   | 件 | 4818  | 人 |
| 上山市   | 58     | 件 | 192   | 人 |
| 天童市   | 219    | 件 | 704   | 人 |
| 山辺町   | 19     | 件 | 56    | 人 |
| 中山町   | 14     | 件 | 48    | 人 |
| 寒河江市  | 158    | 件 | 478   | 人 |
| 河北町   | 38     | 件 | 114   | 人 |
| 西川町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 朝日町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 大江町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 村山市   | 6      | 件 | 23    | 人 |
| 東根市   | 99     | 件 | 329   | 人 |
| 尾花沢市  | 5      | 件 | 16    | 人 |
| 大石田町  | 1      | 件 | 3     | 人 |
| 新庄市   | 16     | 件 | 51    | 人 |
| 金山町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 最上町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 舟形町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 真室川町  | 2      | 件 | 3     | 人 |
| 大蔵村   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 鮭川村   | 1      | 件 | 7     | 人 |
| 戸沢村   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| ○ 米沢市 | 767    | 件 | 2356  | 人 |
| ○ 南陽市 | 124    | 件 | 428   | 人 |
| ○ 高畠町 | 157    | 件 | 542   | 人 |
| 川西町   | 11     | 件 | 38    | 人 |
| 長井市   | 62     | 件 | 182   | 人 |
| 小国町   | 0      | 件 | 0     | 人 |
| 白鷹町   | 11     | 件 | 21    | 人 |
| 飯豊町   | 9      | 件 | 32    | 人 |
| 鶴岡市   | 69     | 件 | 192   | 人 |
| 酒田市   | 85     | 件 | 190   | 人 |
| 庄内町   | 3      | 件 | 7     | 人 |
| 三川町   | 3      | 件 | 11    | 人 |
| 遊佐町   | 1      | 件 | 2     | 人 |
| 合 計   | 3511   | 件 | 10843 | 人 |

◆借上げ住宅申込件数の推移

| 期間     | 申込件数  | 一日あたりの件数 |
|--------|-------|----------|
| 6月4週目  | 440   | 62.9     |
| 6月5週目  | 432   | 61.7     |
| 7月1週目  | 411   | 58.7     |
| 7月2週目  | 304   | 43.4     |
| 7月3週目  | 239   | 34.1     |
| 7月4週目  | 259   | 37.0     |
| 8月1週目  | 92    | 13.1     |
| 8月2週目  | 95    | 13.6     |
| 8月3週目  | 56    | 8.0      |
| 8月4週目  | 62    | 8.9      |
| 9月1週目  | 105   | 15.0     |
| 9月2週目  | 104   | 14.9     |
| 9月3週目  | 152   | 21.7     |
| 9月4週目  | 74    | 10.6     |
| 9月5週目  | 79    | 11.3     |
| 10月1週目 | 91    | 13.0     |
| 10月2週目 | 59    | 8.4      |
| 全体平均   | 3,729 | 20.9     |



